

平成23年度

第3回赤磐市行財政改革審議会

赤磐市行財政改革審議会

午後1時30分 開会

●事務局 皆さん御苦労さまでございます。

定刻が参りましたので、平成23年度第3回の赤磐市行財政改革審議会を開催させていただきます。

なお、本日は、〇〇委員、〇〇委員から欠席の連絡をいただいております。本日8人の委員さんの御出席をいただいております。過半数の出席をいただいておりますので、赤磐市行財政改革大綱第6条第2項の規定によりまして、本日の会議は成立をいたしております。

それから、お断りでございますが、本日の会議には市長が出席をさせていただく予定でございましたけれども、急遽、和気赤磐コンポスト事務組合の陳情が入ってしまいました。現在、広島へ陳情に出かけております。副会長という立場でございまして、よんどころなく本日の会議を欠席をさせていただいておりますことをおわび申し上げたいと思います。

それでは、会長に開会の宣言、それからごあいさつをいただきまして、引き続き議事の進行をお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

●議長 ただいまから赤磐市行財政改革審議会会議運営規程第4条第1項の規定によりまして、平成23年度第3回赤磐市行財政改革審議会を開催いたします。

皆さんこんにちは。お久しぶりでございます。

前回の会議が7月でしたので、約3カ月ぶりの会議の開催ということになりました。暑い夏からようやく秋になったなと思いましたが、今度は肌寒い日々が続くようになりまして、夏から一遍に冬になったような感じの日が続いております。私の勤務している大学の学生も、その関係で体調を崩して風邪を引いている者が多くおりますけれども、皆さんもぜひ健康管理には十分お気をつけいただきたいと思います。

気温の変化が激しいですけれども、政治のほうも非常に激しい変化が続いております。政治のトップが前回から今回の会議の間に、菅さんから野田さんにバトンタッチされました。しかし、野田内閣も非常に重要な課題が山積しております。例えば東日本大震災の復旧、復興であるとか、円高デフレの対策であるとか、それから深刻な財政危機の解決であるとか、いろいろあるわけでありまして、一朝一夕になかなか解決できるような課題ではありません。

それで、我が赤磐市の行革はどうかといいますと、第2次行革ですね、2009年度から始めておりますけれども、支所のあり方の見直しということに焦点を絞りまして、現在に至っております。きょうの会議は、支所のあり方の具体化ということで、いよいよ改革の本丸をいろいろ皆さんとともに議論するという日になりました。そういう意味では、きょうが非常に重要な会議となると思いますので、これまでと同様、ぜひとも皆さんの建設的で活発な御意見をお寄せいただきますようによろしくをお願いいたします。

それでは、会長のあいさつは以上ということで終わらせていただきまして、早速審議に入り

たいと思います。

その前に、申しわけございません。署名の話がありました。赤磐市行財政改革審議会の会議運営規程第6条の第2項の規定によりまして、会議録の署名を2名の委員の方をお願いすることになっておりますが、今回は名簿順で、〇〇委員と、それから〇〇委員と〇〇委員が御欠席ということですので、順番からいくと〇〇委員になります。〇〇委員、〇〇委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして、議事の進行を進めてまいりたいと思います。

協議事項の3のところをごらんいただきたいと思いますが、提言の内容についてという形で書かれておりますが、ここでちょっと提案をさせていただきたいと思いますが、前回、先ほど言いましたように7月の第2回の委員会で、今年度の会議の具体的な論点というものが整理をされました。この支所等の見直しの目標年次を2015年度ということで決定させていただきました。その見直しのあり方につきましても、6項目に分けて検討することも前回の会議で決定いたしました。そして、9月に皆さんのお手元に、御意見をちょうだいしたいということで文書を出させていただきまして、皆さんからその6つの項目、あるいは提言の方向性につきまして、それぞれ御意見を文書で回答いただいたわけです。本日は、その皆さんの御意見をもとにしまして、提言書を作成するための審議をこれから行っていきたくておるんですけれども、この進行につきまして、6項目、具体的には管轄区域、事務事業、権限、組織機構、職員の配置、そして本庁との協力体制、この6項目なんですけれども、その項目ごとに、皆さんの御意見をいろいろお伺いしながら審議を進めていきたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。こういう進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 それでは、御異論はないということですので、今私が提案をしました進め方で進めたいと思います。

それでは、支所のあり方の見直しの6つの項目につきまして、順番に協議をしていきます。

6項目のうちの最初の項目です。①ということで、支所の管轄区域について、資料1から資料4までありますけれども、事務局で説明をよろしく願いいたします。

●事 務 局 失礼をいたします。皆様には中間報告ということで資料をお送りし、さまざまな御意見をいただきました。本当にありがとうございました。お礼を申し上げます。

1項目めの支所の管轄区域の説明に入る前に、本日の資料について、若干まとめ方等の説明をさせていただいて、それから皆さんの意見等の御紹介に入らせていただきたいと思いますが、

済いません。座って説明をさせていただきます。

それでは、1ページの資料1でございますけれども、この資料につきましては、前回の審議会で、支所の見直しを行う際に6項目に分けて検討をすることとなりました。その項目ごとに意見をいただいたものでございます。そのまとめ方でございますけれども、6項目に分けて意

見を載せております。それぞれの項目ごとに、委員の皆さん、それから部長等、これは部長、それから教育次長、消防長でございます、及び各支所長に分けて意見を記載させていただいております。なお、支所の管轄区域の関係につきましては、支所と出張所に分けて意見を載せさせていただいておりますが、一部両方に係る部分等がございます、片方に入れている関係で、若干おかしい部分もありますけれども、基本的にはそういう分け方をさせていただいております。

次に3ページの資料2でございます。先ほどの6項目と関係したり、あるいは重複する部分も多々ございます。事務局がたたき台として作成させていただいた提言の方向性について先にお送りしておりますけれども、それについての御意見をいただいたものを、同じように委員、部長と支所長ということで分けさせていただいております。

それから、4ページからでございますけれども、これにつきましては、支所の業務についてどうすべきかということで意見をお伺いしたものでございますが、この業務の内容につきましては、赤磐市の事務分掌条例をもとに業務を分けております。したがって、非常に大きくなりになっております。非常にわかりにくい部分等もあったのではないかと思います、大きくなりで分類をさせていただき、まずA、B、Cに分けていただきました。Aにつきましては、支所が主たる部分を担当する業務、それからBは支所が窓口事務あるいは本庁の補助的な事務を行うもの。それからCについては、支所では取り扱わないもの。この3つに分けて意見をお伺いをいたしております。その資料の現状というのは、今現在の状態です、それから各委員さんの意見をA、B、Cごとの人数で分けさせていただいております。なお、項目によりましては、委員さんの御回答がなかった部分もございます。したがって、すべてが7という数字になっておりません。若干ふえたり減ったりという感じでございます。したがって委員さんは10人でございますので、意見を特に出されなかった委員さんもいらっしゃいます。

調査結果でございますけれども、これにつきましては、A、B、Cそれぞれ人数が一番多かったものと現状とを比較してみますと、実はすべての項目が現状と一緒にということではございません。委員さんによっては意見が分かれておりますので、もっと充実すべき、あるいは取り扱いの必要がないというものもございましたけれども、人数の多いものだけで比較すれば、現状と同じという結果でございました。

それから、資料の9ページになりますけれども、資料4、提言の方向性ということでございます。これにつきましては、前回、中間報告ということで皆さんの意見を伺う前になりましたけれども、事務局のほうで案を作成し、送らせていただきました。これに基づきまして、意見をいただいたものでございます。これにつきましては、前回、中間報告で資料を送らせていただきましたものは、検討すべき項目という6項目に分類ができておりませんでした。したがって、本日の資料では、その6項目に分類をさせていただくこと、それから皆さんの意見等

をいただいて、修正を加えて、今回資料ということで載せさせていただいております。

それから、11ページ以降でございますけれども、前回宿題となった部分でございます。公の施設の関係、これについての御意見、御質問等がございました。その関係を取りまとめさせていただいて、資料ということでつけさせていただいております。

以上が本日の資料でございます。

それでは、資料の1ページへ戻っていただきたいと思います。資料1、1ページの①支所の管轄区域の欄をごらんをいただきたいと思います。

まず、本庁、支所の管轄区域でございますけれども、委員からは、これまでの地域住民のつなかりに配慮し、利便性と公平性の観点で検討すべき。あるいは、人口比率で区域の見直しをするのも一つの方法であるが、人口の少ない地域でも必要に応じた区別が必要などと意見をいただいております。なお、皆さんあるいは部長等の意見をすべて読み上げますと時間がかかりますので、整理をさせていただいた部分がございます。その関係で皆さんの真意が伝わらないような部分もあるかもしれません。そのような場合には、説明の後、補足あるいは訂正のほうをお願いできたらと思っております。

それから、部長等の意見でございますけれども、桜が丘東地域は、本庁において桜が丘西地域と一体的に管理する、あるいは本庁区域、それから赤坂の区域と熊山の区域を統合して一つの区域、それから吉井区域との3つの区域とする。あるいは、吉井のみ現行どおりとし、赤坂と熊山は本庁の区域とするなどの意見がございました。

次に、支所長からは、旧町地域の特性、歴史、文化などの違いを勘案し、現行どおりが望ましい。あるいは、旧町の区域でよいと思うが、桜が丘西と東をどうするかなどの意見がございました。

部長等では、さまざまな意見が出ております。非常に進んだ意見も出ておるわけですが、今回、目標年次を前回の会議のときに平成27年、今から4年後になりますけれども、ということで設定をいたしております。そのことを考えますと、桜が丘東を除いて、支所の区域の変更、あるいは支所の統廃合等につきましては、市民のコンセンサスを得るためには若干時間が不足するのかなと。2015年、平成27年までにそこまで進めようとする、住民の方への説明、それからコンセンサスを得て、それから内部の各種調整となります。そうしてすすめていくと、若干時間的に足りないのかなということもございます。したがって、事務局のほうで提言の方向性ということで、試案をつくっておりますが、その中で区域の関係につきましては、桜が丘東の関係を除いて、旧町単位でいけばいいのではないかとせざるを得ないのかなと思っております。

そういうことで、提言にはあえて載せてないんですが、委員の皆さんの中で、旧町の区域を維持することを明記する必要がある、あるいは2015年度までに頑張って支所の統合をすべきだという意見があれば、また後ほど伺いをいたしたいと思っております。

それから次に、桜が丘東地区でございますが、本庁の管轄区域とすべきとの意見が、委員さん、それから部長ともございました。また、先般の中間報告で送らせていただきました資料1にございますように、桜が丘東地域の方が、各種証明の関係だけですけれども、本庁で請求している件数が、本年度途中ですけれども70%を超えるような状況でございます。あるいは、本年度から道路等の管理につきましては本庁で管理をしておる、こういうふうな状況になっていることから、9ページの資料4では、桜が丘東地域については、市民の利用頻度及び本庁までの距離を勘案し、本庁の管轄区域とするという試案をつくらせていただいております。

それから、桜が丘いきいき交流センターの中にあります桜が丘出張所でございますけれども、委員から桜が丘は本庁管理とし出張所を維持する。あるいは、桜が丘出張所は本庁に近く利便性もよいので、本庁を利用してもらってはどうか、などの意見をいただいております。

部長等からは、桜が丘の東西をまとめて管轄し、支所に格上げが必要という意見。あるいは、出張所のある桜が丘いきいき交流センターは、土曜、日曜も開館をしておりますことから、市民の利便性を考えて、市民課のサービスセンターとして利用するような方法もあるのではないかなどの意見がございました。

委員、部長等さまざまな意見がございましたけれども、提案の試案としましては、出張所機能を有する桜が丘いきいき交流センターは土日も開館していることから、住民サービスの向上のため、市民課のサービスセンターとして活用を考えることとしております。

次に、仁堀出張所の関係でございます。

委員からは、なくす方向なら市民バスを吉井支所または会社バス停につなぐなど、公共交通の確保が必要。あるいは、仁堀出張所については、地域住民の協力と理解を得た上で、将来的には廃止の方向が望ましいとの意見をいただいております。

次に、部長等からは、将来的には廃止だが、学校の統廃合を検討している時期であり、慎重にその時期を決定する必要があるとの意見をいただいております。

委員、部長等からも、将来的には廃止との意見がございましたけれども、公共交通など市民の交通手段の確保であるとか、学校の統廃合の検討の時期とも重なっておりますので、とりあえず事務局の試案では、仁堀出張所については、見直し後の支所機能の定着後、廃止の方向で検討する、廃止の方向では検討するけれども、その時期はあいまいな表現で、本日の資料としては提出をさせていただいております。この仁堀出張所の扱いにつきましては、特に皆さんの御意見を頂戴できたらと考えております。

以上、①の支所の管轄区域の説明とさせていただきます。

●議 長 ありがとうございます。

①の支所の管轄区域のあり方ということで、事務局から説明がありました。

その方向性としてしましては、この資料でいきますと、9ページの資料4の①というところが今の御説明の中で、提案として出されているものでありまして、これからの審議は、この6項目

について一つ一つ詰めていくというやり方で考えていきたいと思うわけですが、この9ページの資料4の①の支所の管轄区域のあり方というのは、1つには、桜が丘東地区につきましては本庁の管轄区域とするという提案であります。それから、出張所機能を持っている桜が丘いきいき交流センターについては、市民課のサービスセンターとして活用を図る。そして、仁堀出張所につきましては廃止の方向ということが出ておりまして、これらは先ほど説明ありましたように、皆様の御意見、そして部長などの御意見、そして支所長などの御意見などを踏まえて、こういう方向ではいかがかという形で提案がなされているわけです。これを一つのたたき台ということで位置づけていただきまして、皆さんからいろんな御意見をいただければと思います。

御質問も含めまして、御意見いかがでしょうか。

ちょっとよろしいですか、質問ということで。ここに市民課のサービスセンターとなっておりますが、このサービスセンターというのは具体的にどういう内容のものになるわけですか。

●事務局 市民課のサービスセンターはという御質問でございますけれども、これにつきましては、市民課の窓口業務すべてというわけにはいきません。というのは、転入転出につきましてはいろんな課が影響してまいります。そういうことで、転入転出の取り扱い等はできないんですけれども、一般的な、例えば住民票であるとか、そういうものについては、現状もオンラインシステムで結ばれております。そこから現状でも証明書等をとることができるわけですが、これはやはり勤務時間内ということで現在土日はとれないことになっております。しかしこのセンターにつきましては、いきいき交流センター、出張所機能とそれからいわゆる貸し館業務をしているわけですが、その貸し館の部分については土曜、日曜日も開いているという状況でございます。たくさんの方が利用されていることもございますので、この際、縮小縮小というだけではなかなか市民の御理解もいただけないのではないかと、サービス向上の部分もあってもいいのではないかとということで、こういう提案を入れさせていただいております。

●議長 そうしますとこのサービスセンターというのは、これまでのようないきいき交流センターの貸し館業務と、出張所機能をさらに強化するという意味合いととっていいですね。

●事務局 強化という意味のとり方なんですけれども、例えば証明書等が、今までできなかったものをできるようにするという意味ではないんですけれども、土曜、日曜日もサービスをしたらということでございます。

●議長 わかりました。土日も活用できるようになるということですね。わかりました。

中身の質問も今のようにどんな観点からでも結構ですので、御意見や御質問がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

提案としましては、この桜が丘東地区につきましては本庁の管轄区域、交流センターについては土日も含めた出張所機能ということが提案されています。そして仁堀出張所については廃

止の方向と、こういうことがうたっているのですが、何か御意見、御質問などがありますでしょうか。

どうぞ。

●事務局 先ほど、説明のときも申し上げましたけれども、私もこれを書くときに非常に困ったのが、その仁堀出張所については廃止の方向で検討するというところなんです、その前の部分をどういう表現にするかということで、非常に悩ましい部分でございまして、このあたりの意見が幾らかいただければと思うんですが。

●議長 仁堀の出張所の箇所ですね。このあたりかなり地域におきましては影響があるところだと思いますので、御意見ありましたらお願いしたいんですけれどもいかがでしょうか。

お願いいたします。

●〇〇委員 失礼します。地元のことでの廃止というのは本当に頭が痛いことなんですけれども、こういうときですから、やむを得ないかなという気もいたします。それについては、やはり今の福祉バスの現状を見ても、出張所と吉井支所を中心にして動いていますし、出張所があるためにみんなが便利になってきている、助かっているという面が、普通の生活の中で随分見られるんです。これがなくなってしまうと、相当いろんな面で、生活をしていく面での不便さというのを皆さんじかに感じられるのではないかと。そのためにはやはり、単にこっちを効率よくするためにとか、いろんな面での削減を考えた上での縮小、廃止という、こっちの都合だけを言うのではなくて、やはりその地域に住む住民の方たちに説明をしっかりと、納得を得た上でないと、廃止の方向に持っていくというのは、遠く離れて不便なところがますます不便になり、「人“いきいき”」どころではなくて、縮小することによってみんなの元気がなくなってしまうと、吉井地域については、私はそういうことを心配しています。やはり、支所の役割というのは、本庁にはない、一番大事な役割というのは、やっぱり地域の活性化が重要なことではないかと思えます。これから先、ネットを通じて情報が得られたり、本庁や支所に行かなくてもいろんな事務手続きができたり、そういう時代になっていくからこそ、余計に支所というのは、そういう面で充実をしていかなきゃいけないのではないかと、そう思っていますので、廃止するという方向に持っていくならば、本当にしっかりと住民と協議をした上で、納得をもらった上でということをお願いしたいと思えます。

●議長 ありがとうございます。

3点ほど御意見があったと思えますけれども、まず総論としては、この全体の状況の中ではやむを得ないのではないかと御意見をいただいた上で、ただし、出張所などがあるおかげで、例えばバスやいろいろ地域の交通など利便性というものも確保されていた。ですから、こういう交通の問題とかいろいろなことを検討をしていただきたいというのが2つ目にありまして、3つ目には、やはり廃止ということであれば、地域の人たちの元気がなくなってしまう可能性もありますので、なぜこうするのか、今後はどうなるのか、そういうことをぜひしっかりと

と説明して、住民の納得をいただけてほしいと。この3点をおっしゃいました。ありがとうございます。
ざいます。大変重い言葉だと思います。

ほかに何か御意見ありますでしょうか。

●〇〇委員 実はこの資料の中で、一番最後に出てる現状で可とするも仁堀出張所については云々については、私が意見として提案をしております。今、〇〇さんがおっしゃったように、一番最初にお話しいただいた改革という意味でいくと、思い切ったことをしないと物事なかなか前へ進まないと思います。だからこそ、その分地域住民の皆さんの御理解、御協力を得る必要があるんですが、ここの中にも一部触れてますけれども、出張所の意見なんです。なくす方向なら、市民バスを吉井支所または会社バスのバス停につなぐなど、公共交通の確保が必要と。これはもうおっしゃるとおりで、要は地域住民が不便になるような廃止の方法をとると、総スキャン食らうと思いますけれども、そこら辺温かい配慮、例えば週に2回、地域を回って市役所に行く用事のある方、これに乗ってくださいと。例えばの話ですけど。そういった形で、お客様が御不便なさらないように配慮を加えていく、そういった中で、将来的にはなくてもええんじゃないかと。利用頻度、あるいは地域住民について、今が450世帯ぐらいです。口悪いですけれど65歳以上の独居生活、何て言うのですか。ひとり住まいの方も多いと聞いておりますので、そういったことをトータルで勘案していくと、不動産の関係、出張所運営の維持管理費、人件費等々考えていきますと、将来的にはとつながってくると思います。

以上です。

●議 長 ありがとうございます。

〇〇委員の御意見ですね。方向性としてはやむを得ないだろうと。改革ということであるので、思い切ったことがある程度必要だということをやむを得ないだけでも、これも〇〇委員と同様で、しかし住民サービスの低下ということは絶対にしてはいけないと。例えば、公共交通の確保とか、こういうところをぜひお願いしたいということで、そのあたりの説明をしっかりとさせていただきたいということが御意見として出ました。ありがとうございます。

今ちょっとお二人の委員から御意見をいただいておりますけれども、この仁堀出張所に関しては、廃止の方向ということについては御異論がないということで、先ほどの附帯条件ですか、そういうものを明記する形でやっていただきたいという御趣旨だったと思います。

最終的に、今回の提言がどのようなものになるかというのは、次回の会議で確認をいただきたいと思っておりますので、ここではこういうたたき台をベースにしていろんな意見を出していただきまして、きょうはそれをちょっと取りまとめるという作業にさせていただきたいと思っておりますので、こういう形で一つ一つの項目を皆さんに確認いただきたいということでありまして、今、管轄区域については、お二人の方の御意見をいただいたところです。

ほかに。

はい、どうぞ、お願いします。

●〇〇委員 今回の仁堀出張所の件で、仁堀出張所についてはの後の、見直し後の支所機能定着後、廃止の方向で検討すると。この見直し後の支所機能定着後というのが、本当に難しい言葉遣いで、これは難しいなと思うんですけども、先ほど来のお話の中でありますように、仁堀地域の地域コミュニティの拠点としての機能がなくなってしまったら、分散してしまって地域の力がなくなっていくような気が、多分されるんだと思いますので、見直し後の支所機能定着後というのではなくて、例えば地域コミュニティの拠点機能を維持しつつ、廃止の方向でとか、何かそういう地域の求心力の拠点であるという、そういう役割を何らかの形で残しながらも、出張所機能は廃止していくというような、難しいんですけども、何かそういう団らんの場合とか、どういうんでしょうか、集会の場合といいますか、どこかにさつき、サロンの機能をという話がありましたけれど、出張所機能ではなくて、そういったサロンの機能を残しつつ、廃止の方向としてみてはどうかと思いました。

●議 長 事務局のほうから御説明をお願いします。

●事 務 局 〇〇委員さんのほうから、地域コミュニティの拠点であるということを御説明いただきました。実はこの意見を取りまとめた後ですけども、組織機構の事務を持っております総務部と話をしている中でも、せっかくある仁堀出張所を果たしてなくしてしまっているのかなど。今の〇〇委員さんと同じような意見が出ています。コミュニティの拠点として何らかの形で活用というか、残すべきではないかなという意見は内部でも出ているような状況でございます。

●議 長 どうぞ、〇〇委員。

●〇〇委員 仁堀の関係については、今支所機能以外にも、学校の統廃合、幼稚園、保育園の統廃合といろんなことが重なってきておりますね。そうすると、いわゆる公的な施設がほとんどなくなってしまおうということになりますと、やはり地域のコミュニティ、さつきから出ておりますけれど、文化や福祉、それから伝統行事、それぞれいろんなことが今まで培われてきたものがほとんど失われていくという不安を、地域の住民の皆さんが感じられるんじゃないかということから、やっぱりそのところをきちっと皆さん方に誠意を持って説明し、またもし廃止の方向に進めたり統合する場合には、地域審議会などもありますので、そこが中心になってしばらくの間、何か地域を活性化させる方法を考える。桜が丘のほうでは、市民センターを検討する。廃止したり統合したりするほうは何もしないということじゃ、これは皆さん理解できないと思いますので、やっぱり将来にわたっての文化や伝統、それから活性化、いろんなことを検討する窓口をどこかへ設けてフォローしていくということも検討する必要があるんじゃないかなというふうに感じております。

以上です。

●議 長 ありがとうございます。

〇〇委員、それから〇〇委員のほうから、この仁堀に関して御意見をいただきまして、事務

局のほうからも補足説明がありましたけれども、皆さんの思いとしては、やはり単に仁堀出張所をなくすということだけで終わるのでは、ちょっとそれはおかしいと。やはり地域の元気さといえますか、活力を維持するために、コミュニティー機能といえますか、こういうものを何らかの形で残すようなことを、やはり文面の中に書かなきゃいけない。それがやっぱり地域の歴史や文化という、そういうものを維持させることにもなるということでありまして、先ほどの〇〇委員、〇〇委員とも重なるところがあるかと思えますけれども、そういうところも含めまして、確かに〇〇委員が御指摘の、見直し後の支所機能定着後というのが、私も今読み直してみまして、わかりづらいなということを思いましたので、ここは皆さんの御趣旨を生かしながら、少し文面を修正をさせていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 そうしましたら、次回には皆さんのきょうの御意見を踏まえて、ここの文面は修正をさせていただきますけれども、廃止の方向ということは方向性としては御承認いただいたということになります。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

●〇〇委員 部長さんの意見の中に、どの部長さんがおっしゃったかわかりませんので唐突にお聞きするんですけど、本庁と、赤坂、熊山を統合して、吉井と、この3区域にするとか、それから吉井のみを現行どおりとして、赤坂、熊山を本庁管轄にする、これどの部長さんが言われたかわかりませんけれど、これはどういうふうを受けとめていったらいいんですかね。この統合するということは。

●議 長 部長等のところに書かれている御意見ですね。ちょっと補足説明をお願いできますでしょうか。

●事 務 局 補足というほどのものにはなりませんけれども、両部長さんとも、現行で4区域に分かれておりますけれども、この区域を減らそうという考えだと思います。そういう中で、ある部長さんは赤坂と熊山をまとめればいいんじゃないか、それから赤坂と熊山を本庁管轄としてまとめればいいんじゃないかという意見だろうと思います。吉井については、地域の実情といえますか、距離的なもの、あるいは生活圈等との関係もあって、やはりここは同じようにはまとめられないんじゃないかという中で、吉井は現行どおりで、ほかの2地域、赤坂、熊山をどうにかすればいいのではないかということを出てきた意見だろうと思います。

これにつきましては、特に今後どんどん規模を縮小していくということになれば、当然こういう方向性ということになってくるんだろうと思います。ただ先ほど御説明させていただきましたように、今回の提言は2015年为目标でございます。したがって、そこまでのことを住民の方に説明をし、御理解をいただき、行政が準備をするというのは到底無理だとは思いますが、大胆な意見というか、遠い将来を見越しての御意見だろうと私は思っております。

●〇〇委員 その隣の支所長の御意見のところ、一番上のところに、現行どおりが望ましいという意見が出るとるわけですね。そうすると、一方でいろんな部長さんから統合を積極的に進めたらどうだという意見が出てるのにもかかわらず、支所長さんからは現状で現行のままが一番いいんだという意見が出てますね。これについてはどういうふうに受けとめられておるんですかね。

●事務局 これについては、ここでも出てますけれども、後ほどもっと違う意見が出てまいります。立場の違いといたら失礼なんですけれど、やはり支所長さんには支所長さんの、今支所を守っていかねばならないという立場というものも当然あるわけで、そうなるとうしても、どんどん縮小というのは意見として、どこまでが表でしゃべれるのか、本人の中の考えというのはわかりませんが、やはり支所を守っていくという立場上ある程度そういう意見も出てしまうのかなと思ってます。

●〇〇委員 前回の会議のときに、私はもう支所長を廃止して、本庁の部長に兼務をしていただくというのが一番じゃないかと。行革を進めるわけですからね、赤磐市としては。行革を進めるということであれば、お互いに痛みを分かち合わなければいけませんし、どこか削ることも考えていかねばいけません。支所長さん方がここへおられるんですけれど、前回の会議のときに私がそういうお話をしたことについては何も反応はありませんか。

●議長 いかがでしょうか。もう直接話をしていますか。

●事務局 それについては、直接私のほうでは、支所長さんの御意見というのは伺ってはおりませんが、今の私が申しましたこともそうであろうということで、ある部分想像で申し上げた部分もございますので、ひょっとしたら違う意見があるのかもしれない。

●議長 御出席の支所長さんで、もし何か御意見ありましたら、出していただいても結構ですけれども、確かにいろいろ立場の違いはあると私も理解いたしますが、改革ですから、やはりこれまでと同じような形には恐らくならないであろうと私も思います。それは〇〇委員と全く同意見であります。

ほかによろしいでしょうか。

先ほど、事務局のほうから、2つ御意見といたしますか、確認をしてほしいというものがありませんでした。1つは、この管轄区域のところでは、桜が丘東地区といきいき交流センターの話と、仁堀出張所の話、この3つが明記されているわけですが、その背後には、それ以外は旧町単位の支所とするということがあるわけです。これをきちんと明記すべきかどうかということで、ちょっと御確認のお話があったわけですが、これが1つです。

もう一つは、時期につきましても2015年度というのがトータルの時期なんですけど、これも改めて2015年という形で明記すべきかどうか。このあたりもちょっと御意見としてお伺いしたいということなんですけど、この点はいかがでしょう。

他の区域ですね。他のところは旧町単位でこれまでどおりということを変更して明記するとい

うことと、目標年次について何らかの表記が必要かどうかということですね。

はい、お願いします。

●〇〇委員 まだ決まってないんですが、国の合併特例債が今度の国会で延長されるということが新聞に載っております、2005年までに合併をしたところが対象ということで、今回の震災によって、老朽化しているいろんな建物を何とか見直すということも含めて、5年間延長というお話も出ておるんですね。これについてどういう形で延長されるのか、この行革が影響を受けることが出てくるのではないかと思うんですけど、その辺はどう受けとめておいたらいいんでしょうか。何か事務局で御検討されておられるのかなと思うんですけど。

それから、地域の区別については、前回のときもお話したんですが、先ほどからもお話ししているように、地域の文化や伝統や福祉や、いろんなものが現在形成されていて、それを皆さんが必死になって守っていかうと、いろんな活動をされておられますので、地区の割り振りはまだこのままのほうがいいんじゃないかなと思います。桜が丘地域については、前回もお話したように同じ団地の中ですので、1つの出張所なり支所なり何かいい方法が見つかれば、地域住民の皆さんの合意を得て進めていってもいいんじゃないかなと思いますけれど。

以上です。

●議 長 明記をしたほうがいいのかということによろしいですか。

はい、わかりました。

それから、後ほど最初の質問については、事務局にちょっと確認をしたいんですけども、他の地域についても、改めてここに明記をするということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 わかりました。

目標年次につきましても、改めて明記すると、2015という年次もここに改めて入れるということによろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 それではまた、次回にきちんとした文章を皆さんに御提示いたしますけれども、他の地域のこともについても改めて明記し、目標年次についても明記するという形で、ちょっと文章を考えさせていただきます。

それから、合併特例債の話です。延長の動きがあるようだけれども、事務局で何かそのことを把握してるのかどうか。そしてその対応策を何か考えておられるのかどうかについてお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

●事 務 局 合併特例債の関係でございますけれども、合併後10年間ということで、特例債が借りられるということでスタートをいたしております。これが3月11日の大震災が起りまして、この関係で現在震災のあった地域については、既に5年間延長になっております。その後、例えば庁舎などを高台に移転あるいは耐震補強していく中で、建てかえという話が出てく

る場合もございます。そういうことになると、10年では早く合併したところはもう残りの年数がなくなっているような状況もございます。そういうことから、被災地だけではなくて、ほかのところも例えば庁舎を建てかえるのであれば、用地の交渉からしていかなければならない。そうするとその10年の内にはおさまらないという状況から、延ばしてもいいのではないかという話が出てきておるようでございます。これにつきましては、〇〇委員さんが言われたように10月末の臨時国会へ法案が提出されるだろうということでございます。ただ合併特例債の関係につきまして、現在赤磐市が利用しているのは、おおよそ対象事業部分だけですが、事業費の95%を合併特例債として借りられる、なおかつ償還していくときには、償還部分の70%を交付税に算入しますと、交付税で償還する部分を見てあげますよという制度です。ただこの制度がそのまま維持されるのかどうか。今の新しい合併特例債では、たしか事業費の何%を借りられるかという充当率が、95%からたしか70%に落ちています。それから、交付税への算入も、70%であったのが40%ぐらいになるんじゃないかということで、そのあたりの条件も非常に変わっています。また対象というのは、もともと先ほどの庁舎等の関係から話が出てきているので、現行と同じようにすべてが対象になるのかどうか。このあたりが全くわかりません。県のほうにも確認はしてみましたけれども、県も全く情報をつかんでないというのが現状です。し、総務省等のホームページを見ても全く出てきてないというのが現状ですので、どの程度、影響してくるのかというのは、現時点ではちょっとはかり知れない、推測できない状況でございます。

●議 長 合併特例債については延長の動きがあるんですけども、当初の合併特例債とは少し内容が変わったものができそうだということが、今御説明ありました。

それで、管轄区域につきましては、先ほどの御意見を踏まえて文章を修正させていただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 ありがとうございます。

それでは続きまして、6項目の2つ目です、所管すべき事務事業につきまして、先ほどと同様に事務局から説明をよろしく願いいたします。

●事 務 局 失礼いたします。それでは2番目の所管すべき事務事業の関係でございますけれども、先ほど1項目めのときに、資料4をお配りさせていただきました。前もって送らせていただいた資料と全く同じ内容です。あっちをはぐったり、こっちをはぐったりだと見にくいので、委員さんには資料4と同じものをお配りをさせていただきました。ということで、資料1ページの②所管すべき事務事業をごらんいただきたいと思います。

委員さんからの意見では、選挙、自治組織、防災、防犯、商工観光、地域の公共施設や公共交通、あるいは地域の保健福祉事業などに関する事業を主たる事務として、その他の事務は窓口業務と本庁補助業務とすると。ただし吉井支所は建設農林関係の北部拠点とするという意

見。あるいは住民の利便性に直接影響する部署の窓口業務を優先する。あるいは証明書の発行など、オンラインシステムを配置し効率化と利便性を高め、生活に直轄した必要最小限の機能とし地域振興の拠点とするなどの意見をいただいております。

次に部長等については、支所特有な事務事業を除き、本庁業務と支所業務の重複を避ける。あるいは保健福祉部については、推進の地域拠点として充実をさせる。あるいは各支所とも地域活性化や地域との調整業務を行う担当部署を充実させる。あるいは市民に直接かかわる窓口業務を中心に支所に残し、できるだけ本庁に集約を進める。ただし本庁との距離がある吉井支所の防災、選挙事務は検討の必要がある。あるいは地域に根差した特例的な業務ほかを担当する。それから赤坂、熊山の建設事業部の業務は本庁で行う。あるいは公立保育園の運営については窓口業務のみ支所に残し、運営は本庁で行う。あるいは見直しに当たっては権限や人員配置、予算等の検討が必要。あるいは窓口業務、租税相談、自治組織、交通防災、健康増進、農業振興、災害復旧、環境等の業務を行うなどの意見がございました。

次に支所長の意見でございますけれども、本庁の補助的な事務に移行可能なもの以外は極力継続が望ましい。それから地域コミュニティ活動の育成強化や協働のまちづくりを推進し、地域の活性化を図る。あるいは一般市民の相談が受けられる業務とするなどの意見がございました。

これを受けて、資料4のように②所管すべき事務事業を事務局で修正をさせていただいておりますけれども、各支所の業務の選定に当たっては、窓口業務など市民に身近な業務やそれぞれの地域特性に配慮し、特に吉井支所については地理的条件を加味すること。本庁業務と支所業務の重複はできるだけ避け、本庁集約を進めること。ただし各支所は防災、協働のまちづくり、地域との調整業務、保健福祉の推進拠点として充実をさせる。ここで地域との調整業務のところを括弧で囲ませていただいておりますけれども、これを協働のまちづくりという言葉の中にひっくるめてしまうか、あるいはあえて残すかという辺りをちょっと迷いまして、とりあえずきょうの資料では括弧の中に地域との調整業務と入れさせていただいておりますので、このあたりについて意見をいただければと思います。それから、支所の事務以外でも申請等ではできるだけ受け付け、市民の利便性を損なわないよう配慮することと。こういう形でまとめさせていただいております。

以上でございます。

●議長 ありがとうございます。

所管すべき事務事業ということで、資料の4に、皆さんの御意見を踏まえて方向性を示しているわけですが、中身としましては3点ほどあるかなと思います。1つはできるだけ重複を避けて本庁に集約を進めるということ。2つ目としては支所の業務としましては防災とか協働とか、そして保健福祉とか、それから窓口機能とか、そういうものが支所の機能だということ。そして3つ目としては支所の中でも吉井支所については何らかの配慮が必要であろうと

いうこと。この3つが業務に関する基本方針かと思えますけれども、何か御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

先ほどの括弧の地域との調整業務の話ですね。協働のまちづくりと重なるか、あるいは別個に書くかということなんですけれど、このあたりもまた皆さんの御意見をいただければと思いますので、お願いいたします。

いかがでしょうか。

〇〇委員、いかがでしょうか。はい。

●〇〇委員 失礼します。今のお尋ねの件ですが、私実はまちづくり塾に参加してまして、あしたもあるんですけど、これは括弧は外してほしいな、ちょっと違うかなという気がします。なぜ違うのか、どう違うのかというのはちょっと説明しにくいのですが、今まちづくり塾というものに参加してみて、やはり調整業務とは違うのではないかなという気がしています。協働というのは、私が理解している中では市の職員も市民もみんなと一緒にすることというふうにとめているので、地域との調整業務というのとはちょっと違うと思います。

●議 長 今まちづくり塾のメンバーとして勉強されているということですが、協働のまちづくりというのはやっぱり市民、そして行政それぞれが役割分担してやっていくことでありまして、調整という観点にはちょっとなじまないため、これはもう括弧は外されるべきではないかという御意見です。

私もちょっと昨年までまちづくり塾をやっておりまして、意見はありますけれど、それはちょっと後でさせていただくことといたしまして、ほかにいかがでしょうか。

●〇〇委員 9ページの②の2つ目のポツのところでございますけれど、ただし以下、各支所は防災、協働のまちづくり、保健福祉の拠点云々とか書かれているんですけど、これ先ほどお話がありました管轄区域で出張所を将来廃止云々についてはちょっと意見を申し上げにくいんですが、やはり赤磐市さんの支所というものが、住民サービスにとってどのような位置づけであるかという視点が一番必要だろうと思うんです。

ここへ書かれておるように、1点は防災とか危機管理とか、この前の震災を受けまして、地域でもいろいろそういう応急対策とか、いろんな危機管理上の問題も出てこようかと思えます。そういう取り組みを支所でやっていくと。それから2点目は先ほども文化とか歴史とか、地域の特性を生かしてまちづくりや地域振興をやっていく拠点といいますか、そういう機能を果たしていくべきじゃないかというお話も出ましたし、それから少子・高齢化ですから、当然、老人のいろんな福祉問題も出てきます。それらを受けて推進の拠点として充実していくんだということでした。こういう大きな、市の総合計画のような視点でもって、先ほど言いました①から⑥のような項目を見ていったらなと思っています。細かにどの事業を本庁でやるのか、それから支所のほうでとかなんかというのは、ちょっと申し上げないんですけど、この委員会

できちっと押さえておくべきことは、やはり支所というのが地域にとってどういう位置づけであるかということであり、これはやっぱりきちんと明確にしておかないと、いろいろな細かい話が出たときに、もともと行革というのは、どういうまちづくりを目指す、どういう地域を目指していくかということが一番だろうと思いますので、ここに書かれたようなことが、①から⑥までを大きくひとつにくし刺しになったような柱ではないかなと、思ったわけです。

以上です。

●議 長 今、〇〇委員から御意見が出ましたけれども、この〇〇委員の御意見は、今順番に論点を詰めていってるわけですが、その一つ一つを考える際のもっと大きな視点を持っておく必要があるのではないかと。つまり支所というのは一体どんな機能を持たせて、どんな位置づけでこれから考えていけばいいのか。そのあたりの哲学とといいますか、理念とといいますか、そういうものがまず皆さんの中に共有された上で、6つのことを細かく見ていけるのではないかと。ということで、そのあたりの視点を考え、整理しておくべきだということなんですけれども、これについては第1回るときですか、何かちょっと提示をさせていただきましたけれども、3点ほどあったのではないかと思います。安心・安全の確保であるとか、地域振興の拠点であるとか、あるいは福祉の拠点とか、たしかそういう3つぐらいの機能を明示しておられまして、これ自体御異論がなかったのも、皆さんの中には意識としては共有されてるのではないかなと思います。

しかし〇〇委員がおっしゃるように、そういうことをちょっとどこかに掲げるというのは、提言としては非常に大事かと思しますので、そういうことをちょっとこの6つの項目の前などに書くような形で、提言書をまとめられれば非常にわかりやすいものになるかと思しますので、そういう形で〇〇委員の御意見を反映させていただきたいと思しますので、よろしいでしょうか。

どうぞ、はい。

●〇〇委員 今の点にもかかわりますので。資料の2ページ目の④組織機構の委員欄の一番上のポツです。防災防犯、商工観光、公共交通、公共施設管理は地域のまちづくりにかかわる業務であり、地域の住民自治組織と連携する地域まちづくり課というものが1つあるべきではないかと。それから保健福祉事業というのは福祉の専門的な領域もありますので、地域の民生委員さんと連携する意味で、地域福祉課というものも一つの拠点であるべきではないかと。同じような発想で3ページ目の提言作成に当たったの方向性の委員の欄の一番上にも私の意見を書かせていただいているのですが、議事録を見せていただくと、安芸高田市などでは熱心に活動されているんですけども、安芸高田市のように地域のまちづくり組織が十分に育っていないうちに支所が単なる窓口機能に集約されてしまっただけでは、各地域のまちづくりの拠点がなくなってしまっただけで、支所管轄地域は寂れる一方になるのではないかという懸念があります。

そこで先ほどの話にもなるんですが、各地域ごとの住民自治組織をこれから育てていくとい

うことと、育てるためにも支所ごとに先ほどの地域まちづくり課というものを置くべきではないかと。これによって地域の特性に根差した独自の防災防犯、その地域ではどの部分が危ないかということ、各地域ごとに考えたほうが効率がいいというか、よくわかっているとことです。防災防犯、安全・安心のあり方、また交通体系についても各地域ごとに自分のまちづくりなんだということで考えていただく。また各地域、支所ごとにある施設、公の施設についても、自分の地元にある施設はどのようなふうを活用すべきかを地元で考えていただく。商工観光についても、本庁で統一的に考えるのではなくて、各地元のいいところを知っておられる方々が集まって考えていただく。こういうことを一つの拠点でやるための地域まちづくり課ということで私は意見を出しています。

また地域住民の身近な福祉の拠点であり続けるということもやっぱり必要なわけで、本庁まで行かないと福祉サービスが受けられないじゃ困るということで、地域福祉課というものも一つ外せないんじゃないかというふうに思っています。

窓口業務というのは証明業務は必ず必要なんですけれど、そのほかに今申し上げた地域まちづくり課業務と地域福祉課業務を2本柱にして、そういう知恵を出しましょう、汗をかきましょうというソフト行政に対して、建設農林というハード行政はできれば本庁で管理して一体的に行うべきだと思うんですけれども、市域が広いので北部拠点として吉井支所を生かして、そういうハード整備は吉井は特別に北部の拠点という位置づけをし、その他は南部拠点本庁ということで一体的にハード整備を行っていくべきじゃないかという、大きくくり的なイメージで書かせていただいていますので、一つのイメージということで、私の意見とさせていただければと思っています。

●議 長 ありがとうございます。

〇〇委員の御意見、非常に具体的な中身が詰められていると思います。特に、3ページ目の方向性に対する意見ですね。一番上の御意見が〇〇委員の意見ということですが、吉井支所も含めまして、かなり具体的な御意見が出ておまして、こういうものをどういうふうに反映させるかということがあるんですけれど、非常に建設的な御意見かと思っています。

これは先ほどの〇〇委員の支所の位置づけの話とも関連してきまして、こういうところを少し整理して書くとわかりやすいものになるかなという気はしております。ありがとうございます。

それで先ほどの〇〇委員の御意見で、位置づけというのが非常に大事という話ですが、これについては提言の冒頭などに、支所の位置づけという形で3本柱なら3本柱という形で明記をさせていただいた上で、6つの項目というふうな書き方にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 その上で〇〇委員の先ほどの御提案も、文章の中にどう反映できるかわかりません

けれども、ちょっと考えさせていただくという方向でやりたいと思いますけれども、その点もよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 ありがとうございます。

そうしますと、事務事業につきまして、御意見をいただきましたけれども、ほかに御意見がありますでしょうか。

地域との調整業務につきましては、先ほど〇〇委員がおっしゃったことに、ほかの委員も御異論がないようですので、区別して書いていただくということをお願いいたします。

それでは、次に急ぎたいと思います。

6項目の3番目、支所の権限ということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

●事 務 局 それでは、3番目の支所の権限でございます。

資料1 ページの一番下の欄をごらんいただきたいと思います。

まず、委員の御意見でございますけれども、主たる事務はできるだけ支所で完結できるようにする。あるいは緊急を要する災害などに対応するため、権限を含めて独自の体制づくりが必要。あるいは地域の特性を出して地域活性化するために一定の権限は必要と思うが、簡素化を進めるためには本庁に集約せざるを得ない。あるいは本庁も支所も責任を持って仕事をするという意味では権限を持つことは必要である。あるいは本庁と支所の施策の明確化を図り、企画、立案等も含めて、いま一度精査が必要との御意見をいただいております。

次に、部長等の意見でございますけれども、本庁の権限については内容によってめり張り、縮小、拡大をつける。あるいは支所は本庁の出先機関という考えで、基本的には本庁指示により動く。ちょっとここで補足をさせていただきます。出先機関という言葉にひっかかる方もいらっしゃるんじゃないかと思っておりますのでちょっと補足をさせていただきますけれども、支所の職員が減少すると、1人の職員が担当する業務というのはおのずと広がってきてしまいます。当然それを束ねております係長、課長はそれ以上に範囲が広がってくるということで、そのようなことから証明事務等は支所で当然完結すべき事務でございますけれども、従来のようにすべてを係長、課長が掌握し、適宜適切に指示をするというのは非常に難しくなってくるのが想像されます。したがって業務によっては本庁との相談、指示により、業務を進めていく必要が出てくるということで、そのためには出先機関というか、本庁の一部あるいは所属というような考え方をもちながら、本庁との調整、協力体制をもちながらやっていかなければならないという意味で書かせていただいております。

それから次に窓口事務など各支所共有の事務については同じ権限とすると。あるいは緊急対応等に関するものは残す。桜が丘いきいき交流センターは残す。市民ニーズへの迅速な対応が求められる場合もあるので、部長級の支所長を残すなどの意見がございました。

次に支所長の意見でございますけれども、現行どおり、あるいは市民サービスの向上、事務

処理のスピードアップのため、ある程度の権限を持たせる。あるいは地域調整のため、支所に執行権限のある一定の予算確保があれば、よりスムーズな市民サービスにつながるとの意見がございました。

これらさまざまな御意見がございました。これをもとに事務局案として作成させていただきましたものが、別紙の資料4でございますけれども、支所特有な事務事業及び証明事務など住民に身近な業務については支所の権限とする。災害等緊急対応を必要とする業務は支所長の権限とする。あるいは各支所共有な業務については統一した権限とすること。支所は少数の職員で広範囲な業務を行うこととなり、職員の負担が増大することから本庁担当部署の出先機関という考えで業務を進めること。出先機関というのは先ほど説明をさせていただいた考え方でございますので、そのあたりをこういう文章にしたときに、皆さんが、またはほかの方が見たときに御理解がいただけるのかな、ということがちょっと心配ではあるんですが、そういう意味では例えば支所固有の事務や窓口事務など、支所で完結すべきものを除き、本庁担当部署の一部とか、あるいは所属として業務を進めることという表現のほうがわかり易いのかなという気もいたしております。それから支所が所管する業務を具体的な項目に分けて検討し、本庁、支所の役割分担を明確にすること。このようにまとめさせていただいております。

以上でございます。

●議 長 ありがとうございます。

支所の権限ということで、ここでは大きく2点ほどあるかと思いますが、住民にとって身近な業務につきましては支所が権限を持ってやると。そして、その権限はできる限り各支所統一を原則とするという中身かと思いますが、それが1つと、それ以外の業務につきましては、ちょっと言い方は修正が可能性としてありますけれども、本庁の出先の業務という形での位置づけにしていくということで、そういう役割分担をここでは考えているということではありますが、いかがでしょうか。何か御意見とかご質問などがありましたらお願いいたします。

権限というのは、やはり一般の市民の方から見るとちょっとわかりづらい言葉ではないかなとは思いますが、そのあたりも含めて市民目線で見ていただきまして、御検討いただければと思います。

○○委員、何かございますでしょうか。

●○○委員 疑問なところもないですし、私はいいと思います。出先機関という関係で業務を進めるということも、一つ一つの項目については多いと思うんですけど、やはりそれぞれの専門の方をたくさん配置することができないとなると、一つ一つの事例に関しては、やっぱり本庁に相談して決定をするという考えで、私はいいと思います。

●議 長 この出先という表現も、特に変更する必要はないということでよろしいでしょうか。

○○委員、はい。

●〇〇委員 済いません。今、事務局がこっちのほうだったらよかったのになとおっしゃった文言をもう一度教えてください。

●事務局 支所固有の事務や窓口事務など、支所で完結すべきものを除き、本庁担当部署の一部署あるいは所属として業務を進めることというふうなことです。これは例ですから御意見をいただければいいと思いますが、先ほど〇〇委員さんからも意見がございましたけれども、本庁と相談をしながらというような意味合いです。当然今であれば、支所長、あるいは支所の課長さん、上司と相談をしてという状況が多々あると思うんですけども、どんどん人が減ってくると、やはり本庁と相談、協力しながらという意味、そのあたりをどういうふうに表示させていただいたらいいのかなということです。またいい案がありましたらお教えいただければと思います。

●〇〇委員 ありがとうございます。

表現上の問題みたいですね。はい。ありがとうございます。ちょっとやっぱり出先機関というのはひっかかるかなというのはあります。済いません。

●議長 どうぞ、はい。

●〇〇委員 感想というんでしょうか。3番の中の支所長さんの書いてらっしゃるところで、なるほどなと思うことがあるんです。ある程度の権限を持たせるという文章、それから地域調整のための一定の予算確保があれば、よりスムーズな市民サービスにつながるというこの文面なんですけれども、私は、先ほどやはりまちづくり課というようなものが必要ではないかというお話があり、そのとおりだと思っています。地域活性化のために各支所に一定の予算確保がとれたならば、本当にもっとよりスムーズな市民サービスにつながるのではないかと常々思っていました。地域の実情が違うように、地域独自のものがあってもいいのではないかと、そういうふうに思ってます。あの地域もこの地域もみんなやってるから自分の地域もやろうやというふうなものではなくて、うちの地域はこれだけの予算がもしとれたならば、こういうことをやっていきたいという、そういう思いが実現できるような取り組みの仕方ができないのかなといつも思ってるんです。そうすることによって、いろんな意味でいい意味での各地域の競争意識が生まれたり、住民たちが、ようしあそこがやってるんならこっちも頑張ろうやというふうな、生き生き感というものが生まれたり、それを一緒にやることによって行政と住民との間に一体感が生まれたり、そういうことが出てくるのではないかと思ってます。ですから、もしこういうことが可能になれば、もうそれはその支所の権限として大いにやっていただきたい。これは個人の意見なんですけれど、そのように思ってます。

●議長 ありがとうございます。

今、新しい御意見が出されたわけなんですけれども、たたき台として提起されている権限の中を見ますと、権限は住民に身近な業務、こういうものを中心として、なるべく統一した権限とするという形になりますので、かなり支所の機能がならされていくといたしますか、そういうイメ

ージがあるわけですが、〇〇委員の御意見は、やはり先ほどの支所長の意見にもありますように、これだけではなかなか地域が元気にならないんじゃないかと。やはり地域それぞれいろんな文化や歴史を持っているし、やはり独自なものがあると。その独自なものをそれぞれの支所をベースとして掘り起こすようなものがあれば、それは非常にその地域の活性化にもつながるということでありまして、そういう意味でいくと、この権限の中にそういう共通業務だけではなくて、地域のまちづくりに関するような権限、そういうものもある程度認めるべきだと。それも明記すべきだという御意見があったわけです。

いかがでしょうか。

●〇〇委員 今の意見に大賛成でして、先ほどの私が言うところの地域まちづくり課、地域福祉課的な業務というのは、もうまさに各支所ごとに知恵を出し合って、汗を出し合ってやっていただくほうがいいサービスになると思いますんで、その意味においてはある意味分権化を図っていったいいんじゃないか。集約じゃなくて分権ですね。分権していいんじゃないかというふうに思います。

③の支所の権限欄で支所特有な事務事業及び証明事務などという中に、今のような意味合いが含まれるのかどうかわかりませんが、そこら辺はもう少し端的にこういう業務については支所の権限とし、そこで完結的に処理できるようにすると。それ以外のもろもろの機能については本庁の補完機能としてやっていくということで、②とあわせて読めばある程度わかるのかもしれませんが、③のポツポツポツを見ますと、そういうこの分野においては支所完結権限とするというところが余り見えてこなくて、むしろ何となく縮小していくイメージしか見えてこないんで、そのあたりはめり張りをつけて、縮小すべき分野と逆に分権すべき分野というのをはっきり書いたほうがいいんじゃないかと思います。

●議 長 ありがとうございます。

今、〇〇委員のほうから、支所の権限について3つ整理をされました。1つは住民に身近な業務ということで支所の共通業務ですね。どの支所でも一定してやらなければいけない、そういう業務が1つあるし、それから2つ目には本庁と一緒にやっていくという、そういう本庁の補完業務というものがあるし、3つ目としては今度は分権ということでそれぞれの支所単位で独自のまちづくりとか、そういうことを行う独自業務といいますか、そういうものが必要だと。この3つの権限というものを持たせて役割分担をすればいかがかということなんですけれども、私も非常にいい整理かなと思いますがいかがですか。

はい、どうぞ。

●〇〇委員 今の先生の御意見を支所長にちょっと聞いてみてください。どう思うか。

●議 長 それでは支所長の方も来られてるようですけれども、どなたからでも結構です。感想といいますか、御意見をお願いいたします。

●執 行 部 吉井支所の是松でございます。例えば、では具体的な地域の例としまして、私

も相談を受けているんですけれども、昭和の旧村単位の地域で老人会がゲートボールをしています。どうしても災害の後、土が流れて材料支給だけでいいからくださいというんですけれども、支所にそれだけの権限も財源もありません。そういう部分もあるということで地域調整と、これが具体的な一つの例です。その他もろもろありますけれども、本当に具体的な小さなことで元気が出るんだという部分がありますので、こういうことも必要じゃないかということでございます。

●議 長 地域のそういう独自の権限というのはやっぱり大事だということによろしいですか。

●執 行 部 さようです。

●執 行 部 先ほどおっしゃられたようなことも必要だと考えますし、また〇〇委員がおっしゃったように、やっぱり地域コミュニティの育成を推進するためには、地域に合った特色ある事業を進める上からも、ある程度のそういった権限また予算化をしていただければ大変スムーズな進行が図れるんじゃないかというようには考えます。

●議 長 コミュニティの育成など、非常に地域独自権限が役に立つという御意見だと思います。

●執 行 部 支所長のところのポツの真ん中を私が書かせていただきました。こういうことを考えたんですけれど、〇〇委員さんが言われたような分権というようなことを思いつきませんでした。今聞いて、そういうことになる、やっぱり支所のほうもちょっと頑張ってやる必要があるなという責任も感じますし、いいことだなと私は感じました。

●議 長 非常にこれ大事な権限だということですね。

今、支所長のほうからいろいろと現場の現状を踏まえて御意見がありましたけれども、いずれもこういう支所独自の権限というのもやはり必要なんだという御意見だったと思います。今のたたき台のほうには、そういうところの表記が若干弱い感じがいたしますので、先ほど〇〇委員がうまく整理してくれましたけれども、ああいう形で権限をきちんとわかりやすく整理して、もう一度文章を修正したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 ありがとうございます。

それから先ほど事務局のほうからもちょっと質問がありましたけれども、出先機関という表現ですね。これも少しわかりづらいと思いますので、先ほどの補完という言い方も出ましたけれども、本庁と相談しながらやっていくというふうなニュアンスも含めて、ここも文章表現を修正をしたいと思いますけれども、それもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 ありがとうございます。

そうしますと、この出先という言葉はちょっと削らせていただきまして、別の言い方で修正

させていただきます。これは次回提示させていただきます。ありがとうございました。

ほかに何か権限のところで御意見ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 ありがとうございました。

そうしますと、会議開始から少し時間がたっておりますが、ちょうど3項目めまで終わりました。ちょうど半分が終わりましたので、ここでちょっと休憩をとります。3時10分まで休憩をさせていただきますして、3時10分に再開をするということでお願いしたいと思います。どうもお疲れさまでした。

午後3時2分 休憩

午後3時10分 再開

●議 長 それでは3時10分になりましたので、ただいまから審議会を再開したいと思います。

引き続きまして、提言の方向性ということで論点を一つ一つ詰めておりますけれども、6つの論点のうち3つまで来ました。4つ目の論点ということで、組織機構につきまして事務局から説明をよろしくお願いいたします。

●事 務 局 それでは資料の2ページになりますが、④組織機構をごらんいただきたいと思っております。

まず委員さんの御意見でございますけれども、防災防犯、商工観光、公共交通、公共施設管理は、地域のまちづくりにかかわる業務であり、地域の住民自治組織と連携をするまちづくり課という表現をされております。それから保健福祉事業は地域の福祉拠点事業であり、民生委員等と連携しながら専門性を確保する地域福祉課という表現をされております。それから地域の特性や実情を考慮し、簡素で市民にわかりやすい組織とする。専門性を持つことは重要ですが、例えば窓口でワンストップ化できるような組織の見直しをお願いしたい。本庁を含めて危機管理、防災担当をもっと充実すべきであるなどの御意見をいただいております。

次に部長等でございますけれども、目標年度を決めて、例えば平成30年ごろ、段階的に大課制へ導き弾力的に対応できる体制とすると。弾力的に対応できるというのは、大課制のほうが業務が一部の職員に集中したときに課内の協力体制が得やすいであるとか、一部の職員に集中しないよう、業務を複数の職員にあらかじめ割り振りをする事ができる等、弾力的に運用できるということで表現をさせていただきます。それから地域連携を強化し市民協働の支所を確立する。窓口業務、現場管理を中心に検討する、ただし吉井支所については地理的条件を勘案しながら検討する。あるいは支所の縮小は地域の実情、遠近を考慮して、赤坂、熊山、吉井の順番とする。それから現市民生活課は各種証明や相談等の総合窓口とする。現健康福祉課は地域福祉の拠点とする。現産業建設課は地域保全や維持管理を中心とする。一般業務は窓口中心、上下水道の緊急対応窓口とするなどの意見がございました。

また支所の課や係の配置についてはさまざまな意見がございました。支所の課は1課あるいは2課までとし数係を設ける。本庁との系列的な整理が必要。また1課ですべてをとという意見。あるいは市民生活課を1課とし、市民係、保健福祉係、産業建設係の3係を設ける。あるいは赤坂、熊山は縮小し本庁へ集約するなどの御意見がございました。

次に支所長の意見でございますけれども、縮小の方向なら住民サービスを低下させないよう窓口業務を調整、整理整頓し、2課制程度が適当と考える。あるいは現状の3課程度が好ましいなどの意見がございました。

これらさまざまな御意見がございましたけれども、事務局の試案としましては各支所組織は本庁との距離など地域の実情を考慮しながら、その目標年次を定めて大課制へ移行すること。この目標年次というのを前回決めていただいた2015年とするのか、もう少し先ということなのか、このあたりも御意見をいただけたらと思います。それから出張所の見直しに当たっては、支所の出先機関との概念にとらわれず、先ほど出先機関というのは変更しようという話があったのでここは修正をすることになりますけれども、存続の意義や今後どのような役割を担わなければならないかなどを含めて検討すること。それからコンパクトで業務内容が市民にわかりやすい組織機構とすることというふうにまとめさせていただいておりますけれども、また御意見をいただけたらと思います。

●議 長 ありがとうございます。

組織機構ということで、これも皆さんの御意見を踏まえて事務局のほうで3点にまとめていただきましたけれども、これについての御意見、御質問よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。はい。

●〇〇委員 この点についても先ほどの議論とかかわるところではあるんですが、いわゆる集約化によって効率化を図るという点でいけば、大課制でその課で何でも対応してというところが必要なんだろうけれども、もう一方で、残すべき、あるいは分権すべき機能ということを考えてすれば、それについてはやっぱり1つ、2つ、私で言うところの2つの課ですけれども、明確な目標を持った課をきちんと維持すべきではないかと思っています。

以上です。

●議 長 この組織機構でいくと、集権化でどんどん効率化を図るという、そういうところは結構うたわれているんだけど、やはりスクラップ・アンド・ビルドじゃないですが、ビルドのところがちっと弱いと。もう少しそのあたりも何を残すかということもきちんと明記すべきではないかという御意見ですけれども。

いかがでしょうか。

●〇〇委員 先ほどちょっと申し上げたことなんですけれど、この組織機構というのは割と固定的にとらえがちなんですけど、皆さんも既に御存じかと思いますが、地方分権ということで8月末に既に分権法の2次の法律が通りまして、国あるいは県の業務が基礎自治体である赤

磐市さんに新たにどんどんおりてまいります。そういう中で、単に本庁、支所間という視点だけではなくて、極端な話ですがおりてきた仕事を支所でもやっていくという視点も、将来出てくるのかなと思っておりますが、組織機構というのは割りと固定的にとらえがちになってしまうところがあるので、今の流れの中で、ある程度柔軟性を持ってそういうことに対応できるようにしておく必要があるのではないかと考えております。

●議 長 組織機構というと、どうしてもかちっと固まったイメージがあるわけですがけれども、そのあたりは今後いろんな変化というものが予想されるということで、少し柔軟に対応できるような、そういう表現もここには明記しておくべきではないかという御意見だと思いません。

ほかにいかがでしょうか。

先ほどの目標年次の話、事務局のほうからちょっと御意見がありましたけれども、その点についてもお答えいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

はい、お願いします。

●〇〇委員 この間の審議会のときに、15年ということで目標を定めたんですが、それはいわゆる合併特例債のことやいろんな関係で年度を設けたわけですね。それを先延ばしするということになる、何を目的として、何をめどとして延ばすかということ、また検討しなければならない、議論していかなければならないのだろうと思うんですけど、そこをちょっと詰めなければならないのではないのかなと思います。

それから支所の機構については、やっぱり地域性や地域の特性、さっき〇〇さんもおっしゃったように地域が何を求めているとか、地域が何ができるかとか、そういうことをきちっと把握した支所運営をするためには、それに伴った組織をきちっと設置していくということだろうと思うんです。全く農業とか産業とか林業とかにそぐわない地域にそういう部署を持っていても機能しないと思いますので、やはり地域の特性や地域性を生かした支所運営づくり、あるいは運営を考えるべきではないかなと思います。

●議 長 ありがとうございます。

この組織機構の中には地域特性という観点がかかれていませんが、やはり赤磐市は広いので、それぞれ吉井地域と山陽地域ではまた全然違いますので、地域特性ということも組織機構を考える上では配慮が必要ではないかということですね。

その前の目標年次の話ですけども、合併特例債などがもしかすると変更になるかもしれないということで、その辺を詰めた上で少し先延ばししてもいいという御意見ですか。

●〇〇委員 そうです。それも含めていわゆる財政的な支出の関係も出てきたり、財政見直しや財政の問題も出てきますので、そういうことをある程度加味し、検討し、それから延ばすならどのぐらい延ばすかという議論をし、そのためにはこういう理由があるから延ばすんだということにつながらないと、ただ単純に例えば3年また5年先延ばしするということではちょっ

と意味がないような気がしますので、目的というか、目標を定めた中で検討してもいいんじゃないかなと思います。

●議 長 その点はいかがでしょうかね。

●事 務 局 目標年次の関係で何とか御意見をいただきたいということで、2015年という決定をいただきました。それから〇〇委員が言われるように、合併特例債の問題も出てきたわけですが、ここであえて書かせていただいたというのは、その部分がちょっと不明確になっているからです。2015という目標はありますが、そこまでの中期的な目標のみを入れるのか、そこではちょっと実現できないけれども、もうちょっと長期的に見た目標というか方向を提言の中に入れていくのか、その辺りをどうしたらいいものかということもあり、先ほどの委員、部長等の意見では30年というものもありましたけれども、中期的なもの、長期的なものという2つを入れるのか、それとも決めていただいた2015年を目指していくのかということについて、両立でいくのか、片方でいくのか、その辺りを審議していただければと思います。

●議 長 いろんな御意見が出てきているわけですが、そのほかの方、何かこの点について御意見ありますでしょうか。目標ですね。改革ですからいつまでにするのかというのは非常に大事な話ですので、それがぼやけてしまうと迫力がなくなってしまいますが、いかがでしょうか。

お願いします。

●〇〇委員 提言としては、とりあえず平成27年度を目標とするという大前提があるわけですよ。そうしますと今回の提言は引き締めて、必ず達成していただくという思惑を全面的に出すためにも、27年度までにここまではやってくださいということを基本にして、どうしても長期的な視点で見ざるを得ないものについては、今回の提言に盛り込むかどうか。盛り込むとしても例えば一番最後のあたりに補足的に盛り込むのか。先ほどの赤坂支所、熊山支所も本庁と合併すべきなどという話までこの中に入れてしまうと、本当にもうどどんぼやけてしまうので、基本はとにかく平成27年度というのが前回か前々回に会議で決まったようですので、そこまではここまでは必ずやってくださいということを前面に出したほうがいいと思うんですけどね。

●議 長 今、〇〇委員のほうから、目標年次は平成27年、2015年というのがすでに出ているので、やはりここはそろえたほうがわかりやすいのではないかな。幾つか長期的な話は当然あると思いますけれども、それについては後の補足みたいなところで書くということにして、すべてのことを盛り込むと非常に中身がぼやけてしまいますので、そういう形で整理をしてはどうかと。2015年までにできることを盛り込んでいくという形で整理してはいかがかということなんですけれど、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 御異論ないようですので、あくまでも目標年次は2015年という形で整理をしていた

できまして、そこでできることをここに盛り込んでいくということで、長期的な話は後で補足という形で表記をしていただければと思います。ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。何か組織機構で盛り込むべきこととか、この点はどうかということとはありますでしょうか。

もしありましたらこの後の質疑の後でも結構ですので、言っていただくとしまして、次の5番目ですが、職員の配置につきまして事務局のほうから説明をよろしくをお願いします。

●事務局 失礼します。それでは資料2ページ目の⑤職員の配置でございます。委員の意見でございますが、少人数で効率よく機能するにはマルチ型の判断ができる人材の配置、教育が求められるなど、今回意見をいただきました中にも職員のレベルアップに関するもの、人材育成に関するものを複数をいただいております。それから災害発生時に即応できる地域の状況に詳しい者の配置が必要。業務に支障のないようバランスを考えて配置してほしい。あるいは正規職員とパート職員またそれぞれの部署での経験年数などのバランスを考慮した上で適材適所、少数精鋭でお願いしたい。あるいは前年度主義的な臨時職員の採用はやめて、現職員で乗り切る最大の努力をすべきなどの御意見をいただいております。

次に部長等の意見でございますけれども、課員は本庁各担当課の窓口業務を中心とした業務を行い、課長は課を超えた横断的事務処理ができるよう調整を図る。支所長は地域のコーディネーターの役割を担うものとする。職員の配置は窓口業務のできる最小限の配置とする。あわせて本庁との協力体制を強化する。各業務の横断的事務処理能力の向上を図る。税ほか専門職として相談を受けることができる窓口業務者などの人材育成が必要。災害時や選挙など市を挙げて取り組む事務には別途職員を配置するなど、本庁を中心に支援体制を構築する。あるいは今後地域の実情に詳しい職員が減少することから、災害等の地域連携について検討する必要がある。赤坂、熊山支所については10人以内とし、吉井支所については残る業務にもよるが、15人以内とする。赤坂、熊山は縮小し、本庁へ集結するなどの意見をいただいております。

それから支所長の意見でございますけれども、現行所管事務事業においては現在の職員配置が限界である。あるいは本庁は職員がだぶついている。支所は職員が不足している。水道、下水道員などは支所に置くべきだ。あるいは業務量との調整もあるが、現地決裁、現地解決をするためには現状の人員が必要との意見をいただいております。この項目については特に部長と支所長の意見が相違をしておる部分でございました。

これらさまざまな意見がございました。事務局の試案としましては、支所の職員削減は避けられないことから、職員は一層多角的な知識、判断を求められるため、支所はこれに対応できる職員の育成及び配置に努めること。支所長は地域のコーディネーターを務めるとともに、所属職員が横断的な事務処理ができるよう調整を図ること。災害対応や選挙事務など市を挙げて取り組む事業には、別に配置計画を定めて職員を配置すること。以上のようにまとめさせていただきます。

●議長 ありがとうございます。

職員の配置ということでここでは皆さんの意見を踏まえまして、3点にまとめられておりますけれども、1つは職員が削減されるということで、お一人お一人の能力を高めるということで職員の育成ということが必要であり、そういう多角的な知識を持った職員の配置をしていくんだと。それから2つ目には支所長は地域のコーディネーターだと、そういう位置づけの中で職員配置も考えていく。そして3つ目には災害とか選挙とか市全体の事業がありますけれども、これは別計画ということで配置を考える。この3点が事務局案として出ておりますけれども、御意見、御質問ありましたらお願いいたします。

お願いします。

●〇〇委員 先ほど来と同じような視点からの発言をさせていただくんですけど、⑤についてもやはりどちらかといいますと権限集約して、支所は出先的な機能にとどめると。そうすると各職員は出先的な権限を幅広く全部扱わなければならないため、そういう能力育成に努めることというふうに見えるんですけども、一方で先ほどの地域まちづくり、地域福祉という支所で完結すべき事柄、支所で頑張っていくべき事柄についてはそういうふうに横断的に広くやるというよりも、むしろ熱意と情熱を持って地域のために頑張るといった職員を育成していただくという視点も他方で必要なんじゃないかなと、分権的な要請にこたえられるような職員の育成に努めるという点も1つあったほうがいいんじゃないかなと思いました。

●議長 これについては〇〇委員が前回おっしゃってましたけれど、支所の位置づけというところでいろいろ出てくると思いますが、そういうことをベースにするとこの職員配置についても、やはり本庁との関係はもちろんありますけれども、地域との関係ということで見ますと、地域の独自性といいますか、そういうものを担う職員育成というのも必要だし、それを配置することも必要だということで、その点が少し弱いのでそこを明記していただきたいという御意見でした。

これはずっと一貫して〇〇委員がおっしゃっておられ、非常にわかりやすいと思いますので、ぜひ入れていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

●〇〇委員 人のことで御意見申し上げます。どこの会社でもよく見受けられますが、例えばこのことについてはあいつに聞けど、このことに関してはあいつがプロフェッショナルやというのが、大体どこの部署、課にもお見えの御様子です。もちろん行政の中でも人事異動というのがありますから、例えば普通二、三年、五、六年、ちょっとわかりませんが、人事異動があるから、これは広く多岐にわたっているんな勉強、知識を吸収して何でもできるようにしてくれという深い思いがあるんでしょうけれど、異動ばかりすることによってその業務が、口悪いです、おろそかになり、プロフェッショナルが育たずに、言うなれば素人集団であるケー

スがあります。

きょうのこの要旨の中にたくさん文言が出てきておりましたが、防災、災害、有事のときの対応、特に私が防災士である関係もあるんですけども、近い将来来るであろうと思われる大きな災害、今回東日本大震災を受けて、岡山県27市町村もかなり機運が高まってきてはおるんですけども、災害一つとってみても各支所の中でも御意見の中で、その地域を詳しく知った人間が必要だと。それから災害についてのプロフェッショナルも置くべきだというふうなことがありますので、僕はうまく言えませんが、適材適所の中にここの部門、部署については必ず専門的な人間が必要だという課もあると思うんです。逆に非常にお口悪いですけども、ここのところについては別にそう深くあれしなくても、勉強していってくれたらええんじゃないかというふうなことがありますので、連係プレーも大事ですけどもプロフェッショナルを育てる課を必ずつくってほしいという強い思いがあります。

私は意見の中でオールマイティーな人材の登用が必要という言葉を使わせてもらったんですけど、こんなところで言っているのかわかりませんが、例えばきょう僕が本庁に入ってきました。だれひとりこんにちはを言いません。いらっしやいませとも言いません。パソコンをあけて一生懸命にらめっこしてます。遊んでるとは言いませんけれど、僕は以前から言ってるんですが、うそでもええからにこっと笑えよと。いらっしやいませという言葉なくてもいいけれど、ああどうも会釈ぐらいしてほしいんですけども一切ありません。逆に突き当たり左の奥のほうへ行くと随分とリラックスされた方が多くて、おお、まいどとか声が必ず飛んできます。ここの課が悪いどうのこのじゃないんですが、僕は市役所へ足を運ぶか運ばないかというのは、話あちこち行きますけれど、やっぱし来てよかったなという中には、声かけですね、会釈ですね、笑顔ですね、がやっぱり市役所には大事な要素だと思うんですね。そんな中で以前も申し上げましたが、受け付けをなくしたということに対しては非常に僕個人的には腹が立ってるんですけども、それは言うたって人の絡みがあるんでしょうが。

言いたいのはどこの会社のサラリーマン、営業マン、いろいろおりますけれど、あなたの能力は何ぼあるのかと、10あるとしたうちに日常のお仕事をどれぐらいでやっていますかと。僕もある人に聞かれたことがあります。僕は2か3ですと答えました。それ、ある会社の社長さんやったんですが、褒めてくれました。何で褒めたんかなと思ったんですが、いろんな人に聞いたけれど8とか9って答えると。もう筒いっばいかいと。そやない。人間10能力あるうちの10で仕事してる人間で、その社長いわくはおられないそうです。

本庁におった事務系のところから支所のほうへ移った人間さんのお話を聞きますと、ごっつい楽勝やという答えが返ってきました。楽勝というのは心なのか体力なのかはわかりませんが、両方や思いますけれど、本庁での仕事は息詰まると。あくびもできない。周りを気にし過ぎる。そこへいくと支所は非常におおらかで家庭的でリラックスムードでお仕事ができる。地域住民との接触も明るく楽しくできる。これ大きな開きがあるわけですね。何やねんと。本庁

では息詰まった仕事しとったのに、支所へ行くことによって物すごくオープンでおおらかな仕事を続けると。何がネックなんですか。その方はお答えしませんでしたけれども、僕はやっぱりムードづくりちゅうのがあると思うんですね。だからどこの職場でも威厳、それから節度、対お客様へのアプローチ、いろいろ課題はあるでしょうけれど、課長以上のムードづくりっていうのはやっぱり非常に大事なことやと思います。職場における、僕は一番重要なキーポイント者は、部長ではなくって課長やと個人的には思ってます。課長の態度いかんによっては随分そのムードも変わりますし、考え方も方向も変わってきます。この職員の配置ということの中で、支所の人間というのは広範囲な業務をこなしていると。何で本庁の人間の人はでけへんのやと。というのは仕事の量、多分与えられてる枠がかなり狭いからやと思います。一方支所の人について、あんたはこれも担当やけれどこれもしてくれよ、あれもしてくれよ。火事いったときには行ってくれよというふうなことで、非常に多岐にわたったお仕事を担当しておられるということですから、もちろん人事異動の関連もあるでしょうけれど、僕がすごく言いたかったのは、オールマイティー、多岐にわたったお仕事にチャレンジできる体制、それから一方では部門によっては専門的知識を得た人間を必ず置く必要があると思いますよということです。

以上です。

●議 長 ありがとうございます。

非常に多岐にわたったお話だったんですけども、1つは支所の仕事というのは非常に地域と密着ですからね。いろんな話が舞い込んでくるということで、ここにも御意見として書かれておりますように、オールマイティーというか、いろんなことができる人材、そういうものを配置をしなきゃいけないということで、これはここの事務局案の一層多角的な知識、判断を求められるということで、そういう職員の育成ということで、一致していると思うんですけども、一方で少し矛盾するかもしれないけれども、やっぱりこの分野では絶対負けないというプロの専門性を持った人、こういうものもやはり必要ではないかと。そのあたりが少し職員配置のところで書かれていないので、この点はどうなんだというのが1つありましたし、それからこれはちょっとどういう表現になるかわかりませんが、職場の雰囲気ですね。笑顔が重要であると。役所もサービス産業ということであると思いますので、そういう意味では愛想がいいというのはやはり大事なことでありますから、そのあたりの雰囲気づくりができる、そういう人材もつくっていかなくあかんところ、そういうところもちょっと書かれていませんということで指摘があったわけですが、事務局の方、いかがでしょうかね。今の2つの意見。プロの職員配置、そしてそういう、今の言葉でいうとコミュニケーション力といいますか、人とうまく接することのできるそういう人材、そういうことを職員としては育成せないとということですけども。

●事 務 局 職員の育成の関係でオールマイティーな職員とプロフェッショナルな職員、今

雰囲気のこともあります。職員の育成ということですが、確かにおおむねの職員というのが3年ないし5年で異動をしておるのが現状でございます。この異動につきましてもこれはちょっと明記するとか、提言に入れるとかという話にはならないと思うんですが、その仕方というのいろいろありまして、まず職員が採用されて入ってきます。その職員はある程度いろんな事務を勉強もしていただかなければならないということで異動もします。そういう中でやはりその職員に適した部分、部門というのやはり出てくると思います。先ほどプロフェッショナルが要る部分もあると。確かにそうだと思います。そしてそれは職員が若い間に異動する中で、その職員に適した部署というのがある程度決まってくるのかなと。だからそのあたりも加味しながら、今後の人事異動というのはしていかなければならないのかなというようなことは思っただけですけども、そういうことでオールマイティー、若いうちはできるだけオールマイティーに、ある程度年をとってくとプロフェッショナル的な専門性を持った、その職員に合った部署というのもあるのかなというふうには思っております。

それから今の雰囲気づくり、非常にこれは耳が痛い言葉でございます、いろいろと御指摘を受けます部分もございます。ただ節度とも関係するんですが、なかなかそのあたりが人それぞれ市民の方の感じていただける感じ方というのが違ってございまして、〇〇委員のようなとらえ方をしてくださる委員さんもありますし、そういう接し方をすると逆に批判をされる市民の方もいらっしゃいます。その辺が非常に難しいので、ではこっちにというわけにはいきませんが、ただ余り暗い職場では発展性がないと思いますので、職場の雰囲気づくりというのやはり取り組んでいかなければならないというふうには思っています。

●議 長 今の内容は方向性ということでどう書くかというのは難しいですけども、御意見として伺っておきたいと思っております。

ほかにいかがですかね。

お願いします。

●〇〇委員 部長の御意見のところ、上のほうで各業務の横断的事務処理能力の向上、それから課を超えた横断的事務処理ができるようにとありますが、これさえできればかなりそれぞれの地域が活性化できるんだろうし、支所機能もどんどんよくなっていくんじゃないかな。それを加味した人事をしていただかないと、いくら提言を出してみてもちょっと難しいんじゃないかなと思うので、現実にも名前とか課の名前は言いませんけれど、建設とか産業関係から突然福祉のほうへ行かされたという人たちを見っておりますけれど、果たして40代、50代の方が、いきなりそういう畑違いの部署へ行かされて、すぐ能力が発揮できるのかなという人事も現実にあるので、人事に口を挟みたくはないんですけど、そこをやはりきちっととかないと、いくら我々が提言を出しても無理な話じゃないかなというふうには思っていますので、その点もやっぱり今後検討課題じゃないかなと思っております。

それから真ん中のあたりに、それぞれ支所の数、人数が出てまして、これも私は賛成です。

赤坂、熊山支所10人とし、吉井支所については15人。吉井支所は北の玄関ですので、いろんな問題もあるかと思えますし、きちんとしたまちづくりをしていただかねばなりませんので、15人ぐらいが必要じゃないかな。それはなぜかという、先進地のいろいろ支所機能を見させていただくと、大体同じような人数配置になっているんじゃないかなというふうに思っております。

それから、支所長の御意見の中で、本庁で人が余っていると書いてあるんですけど、これは余っていると思うなら何か意見を出してもらって、職員を適正配置するような対応をされたほうがいいんじゃないかなと思っております。

以上です。

●議 長 ありがとうございます。

1つは横断的な事務処理、ここは非常に大事なポイントだということで、ぜひこういうことが実際にできるようなことをやっていただきたいということでありまして、これは方向性としてはいいだろうと。あと具体的な人数の話が出ました。赤坂、熊山では10人以内とか、吉井支所15人以内というふうな数字がありまして、これは妥当ではないかという御意見もあったわけですけども、〇〇委員さんはあれですか、人数もここに具体的に書いたほうがいいんじゃないかと。

●〇〇委員 やっぱり提言として出すなら出してあげて、さっき小寺先生が言われたような関係という関係もありますんで、そういうことから割り出していけば先進地でもそれで十分対応してやっていかれるんで、私は入れたほうがいいんじゃないかなと、思いますけれど。

●議 長 なるほど。わかりました。

はい、どうぞ。

●〇〇委員 確認します。ここに書いてある赤坂10人、吉井15人、これは正職員だけなんですか。パートとかも含めての人数の思いを書いておられるのでしょうか。僕はこれ10人、15人じゃ足らんとしたんですが、個人的にですよ。ちょっと内容がわかったら教えてください。

●議 長 この数字がひとり歩きするのはちょっと怖いんですけども、確認ということでお願いいたします。どういう内容でしょうかということです。

●執 行 部 失礼します。これは私が〇〇委員さんが言われたように、他の同じような規模の市の支所の機能等を加味して、このくらいが適正かなということで思いを書かせていただいたもので、これは正職員ということで書かせていただいております。支所の仕事も時期的に忙しい時期等もございましょうし、そういうときには臨時を必要ならば入れるということで、ここに書いているのは正職員でこのくらいが適当ではないかということで思いを書かせていただきました。

●〇〇委員 ありがとうございます。

そしたら〇〇委員にお尋ねします。今の答え聞いてここに載ってる10人、15人、一応賛成で

すっておっしゃいましたけれど、どんなんです。

●〇〇委員 賛成です。

●〇〇委員 それでも賛成ですね。

●〇〇委員 それでできたらさっき言いましたように、小寺先生が言われたように課を2つなら2つ設けて、ソフトとハードに分けて、それで後から出てくると思うんですけど、本庁からの応援体制が今でもありますから、いざ本能寺のときにはどっと本庁からお手伝いをすることであると思います。これは完璧に体制はとれていると思います。ですから十分にこなせるし、今部長が言ったように、繁忙時にどうしても人を回せんということになれば、アルバイトなりパートなり嘱託なり、何らかの対応もできるわけですから、常に何十人を配置しておくということは、行革としてはちょっと要望しにくいということから、先進地の例も見るとこれぐらいが妥当だというふうに思いますけれど。

●議 長 ありがとうございます。

今職員の数の話がちょっと出ておまして、意見の中に10人、15人という具体的な数字が出ておきますので、それをちょっと確認をしたわけですが、先ほど目標年次も2015年という形で決めております。改革ということであれば、やはり具体的な数字もここに上げていく必要があるかなというふうに思いますが、きょうこの10人、15人ということを決めてしまうというのは非常に乱暴な話ですので、とりあえず数値目標ということで次回までにどれぐらいの人数かというのは考えさせていただきますが、ここでは職員の数を明記するということにはよろしいでしょうかということなんですが、御異論ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 よろしいですか。じゃあ次回の会議では、支所ごとに職員の数も明記するような形で考えさせていただきますので、またその際に御議論いただければと思います。とりあえず職員数を明記するような形で提言のほうは盛り込みたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

●〇〇委員 ポチの2番目ですが支所長は地域のコーディネーター、コーディネーターばやりののですが、とてもいい言葉だとは思いますが、おいしい言葉だとも思います。なのでぜひぜひコーディネーターとは何であるかをよく考えていただいて、刻苦精励せよと申し上げたいです。

以上です。

●議 長 何か事務局のほうありますでしょうか。コーディネーター。

●事 務 局 このコーディネーターというのは別としまして、昨年度以前は支所長が支所の中の一課の課長を兼務しておりました。実は今年度4月の人事異動の際に市長の考えで、支所長には地域のことをしっかり考えてもらわなければならない、振興を図っていただかなければ

ならないということで、熊山支所長さんはお気の毒に病院との兼務という形になっておりますけれども、熊山支所長さんを除いては、兼務を外したという経緯もございます。そういうことからコーディネーターということ、本当に言葉でいうと非常にいいんですが、現実これをしていこうといふとなかなか大変だとは思いますが、支所を任されるわけですから、そのあたり大変ですがやはりそういうことを念頭に置いて業務をやっていかなければならないと思っています。

●議 長 支所長の役割ということなんですけれど、この点は、〇〇さん、先ほど支所長について発言がありました。

●〇〇委員 いや、いいです。

●議 長 いいですか、それは、はい。

そうしますと職員の配置につきましては、1つはオールマイティーな人材育成ということを強調するとともに、〇〇委員がおっしゃったようにムードづくりですかね。やはり支所というのはその地域の窓口ですから、入りやすい雰囲気というのはなければいけません。もちろん本庁もそうなんですけれども、そういう意味ではそういうコミュニケーション力といいますか、単に専門的な知識を持つだけではなくて、市民とのつながりというものを大事にする。そういう職員を育成すべきだということについて、少しその点が弱いと思いますので、表記が。そのあたりをちょっと書いていただくのと、あと横断的な事務処理という形の体制をつくっていくということ。そしてこういう市全体の事業については別の配置計画というのはもちろん必要だと思いますので、これは変えていただくということと、あと職員の数です。これを少し入れるということで文章の表現を修正したいと思いますので、次回、また見ていただくこととなります。ありがとうございました。

最後に6番目です。本庁との協力体制ということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

●事 務 局 それでは資料2ページ目の一番下になりますけれども、本庁との協力体制でございます。

まず委員さんの意見でございますけれども、地域担当職員を置き支所の職員とともに地域の実情を把握できるような体制づくりを。あるいは地域住民の生の声を聞くスポークスマン的役割を発揮の上、本庁との連携に努める。あるいは災害に際しての対応は本庁からの協力体制を常に具体的に明記しておく。あるいはリアルタイムな情報の共有と連携、協働、協力体制を確立する。人的交流も含めた定期的な情報交換の場を精力的に設けるなどの意見をいただいております。

次に部長等でございますが、本庁で支所業務のバックアップ体制づくりを行う。ただし職員を本庁に集中すると、そのスペースの問題が出てくると。それから指揮命令系統や責任の所在を明確化する必要がある。支所関連の住民に不安と不満を生じさせないように、部、課、係を超

えた協力体制の構築、特に災害やイベント等での職員の動員体制の構築が必要。部、課、係を超えて即座の応援ができるよう、職員はさまざまな業務を熟知しておく必要がある。あるいは定期的な情報交換及び法改正等の情報提供が必要などの意見をいただいております。

次に支所長の意見でございますが、支所においては人員が減少する中、最大限の協力をしている。本庁支所間で十分調整を行い、円滑な協力体制を整える必要がある。災害時の各地域への割り振りが必要。業務多忙時の所属部課との協力体制を確立する必要があるなどの意見をいただいております。

これらの意見から事務局の案としましては、市民の安心・安全は最優先事項であり、災害等の支所のみで対応できない事態には、速やかに本庁がカバーするよう協力体制の整備を図ること。支所固有業務を除き本庁担当部署が支所の関係業務を管理し、必要に応じて即座に応援できる体制を整えておくなど、市民の利便性を損なうことのないよう協力体制を十分検討することというようにまとめさせていただいております。

●議 長 ありがとうございます。

最後の項目ですけれども、本庁との協力体制ということで緊急時の場合の協力体制のことと、そして市民の利便性という観点からそういう応援できる体制を整えておく。こういうことが書かれているわけですけれども、この点について何か御意見、御質問ありますでしょうか。

いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

●〇〇委員 災害に対しての対応のことなんですけれども、災害担当しておられる人間の人数を、本庁、支所別に教えてください。今現在で結構です。

●議 長 災害関連の体制ですね。はい。

●事 務 局 対応人数というのはどういう人数でしょうか。

●〇〇委員 担当者。災害担当。

●事 務 局 担当は防災担当、つまり係長とか課長とかを除いてという意味ですかね。多分、本庁、各支所とも1人ずつでございます。

●〇〇委員 1人ずつ。

●議 長 よろしいですか。それでいいんですか。

災害の話は非常に大事なことですけれども、担当ということになるとそうなります。

ほかにいかがでしょうか。

はい、お願いします。

●〇〇委員 担当じゃなくて支援体制はどういうふうになってますか。

●事 務 局 ちょっと私も部署が違うので詳しいことはわからないんですが、担当という言葉で1人という言い方がいいのかどうか。というのは、実は昨年まで事務分掌を、災害担当というような名称のつけ方で、だれだれが災害担当、補佐がだれですという形に、補佐を含め

ればなるんですけれども、しておりました。ただ今年度4月から、事務の振り方というのを
変えております。なぜかという、例えば災害担当とすると私は担当じゃないよという方が出
ますんで。どちらかという今までは人に仕事をつけるようなイメージで事務を振ってまし
た。今年度からは仕事に人をつけるようなイメージで割り振りをしておりますので、必ず今
の各1人ずつというのが適正な答えであったのかどうかというのは、ちょっと私もよくわから
ないんですが、そういうあたりでは昨年までの1人というのとは若干意味合いが違っており
ます。

それから応援体制につきましては、本庁につきましては非常に人数がふえております。逆に
支所については減っておるということで応援体制がございまして、それぞれ吉井支所、赤坂支
所、熊山支所に担当職員、本庁における職員を、有事にはあなたは吉井へ行きなさい、赤坂へ行
きなさい、熊山へ行きなさいということで、割り当てをさせていただいております。それが吉井
が何班であったか、赤坂が何班であったか、ちょっと私のほうでは把握しておりませんが、そ
ういうことで、吉井は2班か3班かだったと思うんですけれども、それぞれに班を設けて人員
を明記して、職員にもその旨を伝えて連絡体制をつくり、あるいは実際に吉井等であればポン
プ場へ行って、実際にポンプを動かしたりというようなこともしております。

ちょっとお答えとずれるかもしれないのですが、赤坂は災害時2班体制で回しております。
その中に、赤坂の場合は若干少ないですが、本庁から1人ずつ班に入っているようございま
す。それから熊山は2班体制であります。16人と16人の班ができておりまして、そのうち7人
と7人が本庁へ勤務しておる職員でございます。それから吉井は3班体制になっておりますけ
れども、1班が8人のうち5人が本庁、2班が8人のうち4人、3班が8人のうち5人が本庁
勤務の職員という状況で、その人数の部分については、だれが何班ということを明記をして配
置をしております。

●議 長 よろしいでしょうかね。

○○委員、よろしいですか。

●○○委員 はい。

●議 長 それは災害が起きたときにすぐに本庁から行けるような形になってるわけですか。
その班ごとに。今言われてましたけれど。

●事 務 局 その班が2班なり3班なりあるわけですが、状況によってすべての職員が出る
場合、あるいは1班が出る場合、それから長時間にわたる場合は、1班が出て、次に2班が出
る場合というふうに、それぞれ状況に応じて配置を変えております。したがって、そのあ
たりは支所長さん等と本部も含めまして検討しながら、もちろん有事にはすぐ出る、業務は置
いてとりあえずおいて出るという体制になっています。

それからもう一つ、火事の関係もございまして、火災の関係等につきましては、各支所に消
防団の機動部としてポンプ車を置いて配置はしとるわけですがけれども、やはりこのあたりも人

数が減ってきたということで、何人乗っていくかというのはそのときの状況にもよりますけれども、火災があった場合にはポンプ車出動のために本庁からも応援に行っております。

●議 長 今お聞きしますと、結構そういう災害については明確な協力体制が築かれているようなんですが、本庁の協力体制の下のポツのほうの中身を見ますと、それ以外の話ということで必要に応じて即座に応援できる体制を整えておくなど、市民の利便性を損なうことのないような協力体制を十分検討とありますが、これ具体的にどういうことを想定されているんでしょうかね。上の段は災害の話ということでわかりやすいんですけども。

●事 務 局 これについてはそれぞれの事務でいろいろあると思うんですけども、例えば健診があったり、あるいは税の相談、申告事務があったり、いろんな業務があると思うんですけども、それぞれの担当部署からの応援をする。逆にこれは支所への応援ばかり書いてますけれども、現実的には現在でもすでに、逆に支所から応援をいただいたりということで、協力をしながら事務を進めておるような実態もございます。

●議 長 そういう個別の話としていろいろ考えておられるんですね。実際にそれも動いているわけですね。はい、わかりました。

ちょっと私、状況がわからなかったんで聞きましたけれど。

ほかにいかがでしょうか。

この協力体制についてはこの内容でよろしいでしょうか。特に修正は加えなくてもいいということ。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 もし何かありましたら後でも結構ですのでお話しください。

時間がだんだん押し迫ってまいりましたけれども、次に参りたいと思います。

6つの項目につきましてはすべてこれで中身を皆さんに御確認いただいたわけですが、あと提言の総括的な部分ということで、これは資料の裏側10ページですかね、ありますけれども、その提言の総括的な部分等につきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

●事 務 局 失礼いたします。それでは資料の3ページのほうをお開きいただきたいと思えます。

これは中間報告の中で、事務局が作成しました提案の方向について、皆さんの意見をいただく前に、第2回の意見が少なかったことから、何らかの形を示さなければなかなか意見が出ないんじゃないかということで案を作成しました。それについての御意見をいただいたものなんですが、実は前の6項目とダブる部分が非常にございます。ということではございますが簡単に紹介をさせていただいて、あとこの部分についての考え方を説明させていただきたいと思えます。

まず委員の意見でございまして、各地域ごとに住民自治組織を育て、地域特性に根差した独自の防災防犯、安心・安全、交通体系、施設管理、商工観光行政を行えるようにすべき

である。また地域住民の身近な福祉拠点であり続けることも大切である。あるいはこのようなソフト面に対して、建設、農林というハード行政は北部拠点の吉井、南部拠点の本庁という考え方で一体的に行われるべきである。あるいは中間報告の提言書作成に当たっての方向性、その他資料4の中に支所の見直しに当たっては、広報または説明などで必ず住民の声を聞き、協議しを加える。すなわち支所の見直しに当たっては、提言はもとより広報または説明などで必ず住民の声を聞き、協議し、今年度の審議内容を尊重して実施されたいというふうにしたかどうかという意見。あるいは地方分権による権限移譲が支所業務に直接影響があるかどうかはわからないが、支所の削減とあわせて検討し、段階的に進める必要がある。委員出身地域の支所などの統廃合により利便性を欠くことを恐れているが、市のために建設的な展望を持って考えていきたい。あるいは住民が利用しやすくわかりやすい組織機構、住民の声を適正に反映することができる、新たな行政課題に対応できる、より充実した住民サービスの提供が望まれる。支所にあってはワンストップサービス実施に向けての検討も必要。来るべき東南海・南海地震への対応を早期に、しかも真剣に取り組むべきと考えるなどの意見をいただいております。

次に部長等の意見でございますが、支所に地域振興サロンのようなコミュニティの拠点を設けてはどうか。職員の減、業務の増加や多様化、専門化に伴い、機能のある程度本庁に集約し、支所は一定の管理を行う部署として整理するとともに、年間10万人を超える利用者を抱える桜が丘いきいき交流センターの機能の充実を図るべきである。職員の育成を計画的に行い、支所を含め、専門的知識の必要な部署への配置転換を行うべきである。行財政改革を進めるに当たっては行政サービスを低下させないことは重要であるが、協働のまちづくりを推進し、地域力の向上についてあわせて取り組み、行政が行ってきたことを地域住民で行うことができるようになれば、行政のスリム化も実現できると思います。あるいは支所機能を見直す場合、山陽支所機能を含む本庁の機能と体制の検討や現在の事務事業の見直し、事業執行体制など問題点の洗い出しと対応策を検討する必要がある。あるいは組織機構の見直し素案について地域住民へ十分な説明を行い、理解を求める必要がある。あるいは提言の示される時期と小学校、保育園との統合案が示される時期が重なる可能性があり、文章表現には注意する必要があるなどの意見をいただいております。

次に支所長の意見でございますが、支所機能の縮小ありきでなく、現行の事務事業を精査する必要がある。地域のコミュニティ活動を活発にし、協働のまちづくりを推進し、地域の活性化に向けた提言にされたい。市民サービス向上、市民生活の安心・安全など、これらの施策を継続し持続可能にするため、財政力を強化するための行革と考える。支所の人員等の規模の縮小はある程度やむを得ないと思うが、支所だけ縮小するような方向性は市民が望んでいるのか。何でもかんでも効率を求めるのは市民が望む方向性とは違うのではないか。吉井地域は本庁からの時間差があるので、一定の権限と人員体制に配慮が必要。過疎地が独自色を発揮することによって、市内の活性化が図れます。僻地に効率性を求めない施策を進める提言を示して

くださいなどの意見がございました。

これらの意見につきましては、先ほどから説明してまいりました6項目に含まれる部分もがございます。特定の項目に当てはまらないもの、あるいは複数の項目にまたがるものもがございます。このため6項目の提言を前に、総括的な前文、先ほどから出ておりますけれども、提言の前の文章に盛り込む、あるいは最後に盛り込むというのは、先ほどの6項目の中にも出てきました。そういうことで何項目か入れさせていただければいいんじゃないかなというのが、先ほどお配りしました資料4の右側のページにある部分で、このようなことを入れてはどうかということで、事務局では考えております。

まず、支所の見直しに当たっては提言はもとより今年度の審議内容を尊重して実施する、でございます。この項目を設けた趣旨でございますけれども、委員の皆さんや部長等からの細部についての意見もでございます。細部まですべてを提言書に記述するというわけにはいきませんので、審議会で特に明記することになった部分、これ以外については、審議会での審議も踏まえて支所の見直しを行ってくださいということで総括的にさせていただいて、記述できない部分を補いたいというふうに考えております。

次に公共交通の整備において、交通弱者等に配慮することでございます。この項目は、支所の見直しに当たっては、窓口業務など市民に身近な業務やそれぞれの地域特性に配慮して見直していかなければなりませんし、受け付け業務などはできるだけ支所に残していかなければならないと考えております。ただ支所や出張所で可能であった業務の一部がどうしても本庁業務となるものも出てくるのではないかとということで、こういう項目を設けております。

それから次に職員の人材育成に取り組むことでございますが、これは非常に短い表現になっておりますけれども、職員の削減が進む中で本庁、支所にかかわらず、職員の資質、これが市の発展には最も重要と考えております。委員の皆さんからも多々人材育成の必要性については意見をいただき、また本日も意見をいただいているわけでございますけれども、人材育成につきましてはこの6項目の中にも出てまいりますが、あえて総括的な部分にも提言に入れさせていただいたらということで考えております。

それから次に支所の見直しを行う際には、提言をもとに市民の意見を聞きながら、また見直しの内容を市民にわかりやすく説明することでございますけれども、当然委員さんからも御意見をいただいておりますし、昨年度の提言もあるようにやはり重要な部分については市民の声を聞きながら進めるということは非常に重要なことでございます。また決まったことの説明も必要ということからこの項目を設けております。なおこれにつきましては、先ほど申しましたように前文で入れる、あるいは最後に書かせていただくか、いずれの方法になるかわかりませんが、どこかへ提言の中に盛り込ませていただけたらというふうに思っております。

●議 長 ありがとうございます。

非常に詳しい説明をいただきましたけれども、これまでの議論の中で、既にここで盛り込む

6項目以外でということを出てきている中身は話し合われたようにも思います。例えばこの見直しに当たっては、市民にわかりやすく説明するという話は、冒頭に〇〇委員から出た話でありますし、人材育成の話も〇〇委員などから御意見がありました。交通弱者の話も〇〇委員、〇〇委員からも御意見ありましたので、こういうことを盛り込むということなんですが、このほかに何かきょうの審議の中で気づかれたことなどありましたら、御意見をいただければと思いますがいかがでしょうか。

ここに書かれてる話はこの6項目の中に盛り込むか、あるいは先ほど事務局から話がありましたけれども、前文のほうにまとめて書くか、これについてはちょっとまた整理させていただきますけれども、取り急ぎこういうことを少し強調したいということであります。

これ以外に何かありましたら言っていただければ、文案はともかくとしまして、その中身は入れさせていただきますので、よろしく願いいたします。

何かございますでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

●〇〇委員 組織機構のところ、大課制とは課の数をどのくらい以下にすることを大課制というのでしょうか。

●議 長 済いません。お願いします。

●事 務 局 大課制はという御質問でございますけれども、課を設けるときに課の数を、小さく分けてたくさん設けるのか、あるいは課の数を減らして、その職員、例えば15人の職員がいたとしても、5人ずつ3つの課を設けるのか、あるいは1つの課に15人を配置するのか、そういういろんな考え方がある中で、例えば1つの課に15人すべてを入れてしまうということで、先ほどもちょっと御説明させていただきましたけれども、そうすることで課の中での協力体制をとりやすくなる。課長等が指示する中でも、係を超えて、あるいは課を超えての指示よりも1つの課の中でみんなでまとまってやりましょうというほうが業務がスムーズに進むのではないかということで、大課制にしたかどうかということでございます。

●議 長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

●〇〇委員 意見ですけれどよろしいか。

きょうの資料の特に右端の支所長の欄、僕はごっつい胸を打たれたというたらオーバーなんですけれど、例えばギャップがあるわけですね。支所は職員が不足している。本庁に職員がだぶついている。こういうことですね。今の最後のところで支所機能の縮小ありきではなく云々、それから支所の規模は必要最小限なものにする云々、これが本当に市民のためになるのか。行革が本末転倒にならないようにしてもらいたい。いろいろ支所長として、一国一城の城を守るための御意見が出ておまして、僕も個人的にはおおなるほどなど。そういった中でさ

っきの人数にこだわるんじゃないんですが、部長の御意見の10人、15人、例えば赤坂、今現在22人でしたよね。それを10人にほんまにできるのか。それから熊山、23人。熊山何人でしたか。10人ですね。吉井支所が27人が15人。部長さんの御意見と支所長の御意見が全く食い違ってるというのか、余り意見交換がなされてないのかと僕は強く感じたんですね。

それで文言云々ではないんですけども、これやっぱし僕感じたのは、部長さんと支所長さんとの意見交換の場が少ないん違うのかなと。でないとこんな食い違った意見が普通出てきませんし、逆に言うと支所長さんはよくも勇気を出してこの文章、報告を出してくれはったと思うぐらいです。だからそこら辺、いろんな場所にも出てきておりましたけれども、本庁と支所との意見交換の場、人の交流、いろいろ書いてはおられましたけれど、本当の意味の意見交換会をしてやってくださいよというのを、意見として特にお願いしときたいと思いました。

●議 長 ありがとうございます。

今の〇〇委員の御指摘、非常に大事な点かと思えます。きょうの提言とは直接は関係ないわけですけども、行革のプロセスの中でやはりそういう立場立場の違いからこういう意見の表明があったというのは、やはりこういう行革の場があったからだと思えますし、本庁の立場と支所の立場はやっぱりこれを見ますとくっきりと出ているなと感じますので、これを契機にいろいろ意見交換をしていただくというのは、目に見えない行革の効果だと思います。ぜひ皆さん出ておられますからこれを機に、何かそういう場を持っていただけるように切にお願いいたします。

御意見ということでお聞きします。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

●〇〇委員 先ほど〇〇委員さんも引用されました支所長さんの行革が本末転倒にならないよというこの部分は、本当にそうだろうと思えます。行革、権限を集約して効率化を図るといっても行革でしょうけれど、一方で先ほど〇〇委員さんもおっしゃったように、権限をおろして分権化して、よりよいサービスを提供するというのもやっぱり行革だろうと思えますんで、メリハリですよ。どの機能を集約していったら効率化を図るのか。そしてどの機能については、むしろ支所に全面的にゆだねていくのかという、そのメリハリのきいた分権と集約ですか。これをきかせた方向づけをすべきだという、そういう大方針的なものも何か総括的に盛り込んでもいいのかなと思いました。

●議 長 〇〇委員、お願いします。

●〇〇委員 私も意見なんですけれども、お二人の方が今おっしゃったように、本当にこの文章を読んでいて、本当に、ああ私たちがやってることこれでよかったのかな、いいのかなという思いにかられました。一つ一つの細かいことを見ていってたら、本当に目的を見失ってしまうような気がしていたんです、実は。それでやはり第2次の行政改革大綱というこの本の中

に、事業の徹底削減によって得られた財源を一体感の醸成のために有効活用すると、そうここに定められています。やはりそのとおりだと思うんです。徹底して削減することは徹底して削減しなきゃいけないだけけれども、やっぱり伸ばすところ、これから発展させるところ、そういったところがどこかということを探してそっちを伸ばしていかないと、何回も言いますけれど、生き生きしないし、きらりとも光らないと、そういうことになってしまうんじゃないかという気がして、この支所長さんの御意見は本当に何か胸が痛い思いがしました。

以上です。

●議 長 今の〇〇委員の御意見、非常にこれも大切な視点かと思えますけれども、行革という削るばかりで一体何のためにしているのかという話ですけれども、やはりそもそも行革の理念というのがすごく重要でありまして、先ほど一体感の醸成ということが出ましたけれども、やはりこういう行革の中で、ある地域が切り捨てられているという思いがあれば、それでは一体感なんか出るのはないわけですから、それをきちんと説明する、これをすればこうなりますよという、こういう説明がきちんとできるような行革にならなければいけませんし、そのための支所のあり方でなければいけないということで、これは先ほど〇〇委員もおっしゃいましたけれども、行革の理念ですね。手法といてもいいかもしれませんが、単に集約をどんどんしていくだけではなくて、地域にもどんどん権限を与えていくという分権の考え方、これがスリム化と同時に地域を元気にする枠組みかと思えますので、これはぜひこの提言の、例えば前文にまずはこういう考え方でいくんだということで、地域に権限をどうやって分権していくか。コミュニティー拠点という言葉が、部長さんの言葉の中に出ておりますけれど、地域振興サロンのようなコミュニティー拠点というような言葉が出てますけれども、やはり新しい支所をつくるんだということです。壊していくのではなくて、新しい支所をつくるという考え方が非常に大事ですので、こういう地域の新たな拠点づくり、つまり分権のための行革だと、そういうふうな理念をやはりきちんと前の文にうたうということをしていただきたいと思えます。それがやっぱり〇〇委員がおっしゃったように何のために行革をするかということの回答にもなると思えますので、その点は次回文章をつくりますので、そこで見ていただきたいと思えます。ありがとうございました。

ほかに何か御意見でも結構ですから、ありましたら。

どうぞ、〇〇委員。

●〇〇委員 この場を利用してというわけではないのですが、教育関係の方もいらっしゃいますし、本当に私はこの行革の委員に選ばれたとき、ええ、私どうしようと実は思ったんです。自分が楽しむことはすごく知ってますからいいんですが、皆さんを元気にする方法ってないのかしらっていつもずっと思い続けてはいるんですが、なかなか実行できていません。行革という言葉聞いたときに、先ほどからお話に出てますように、集約することだとか、縮小することだとか考えてるとちょっと元気がならないようなことばかりが多くて、もう少しスリム化

しながらも、コンパクト化しながらも、何か元気になる方法はないかなとは思っているんですが、実は昨日、学校給食の試食会に出席しました。まずびっくりしたのは食器が、とってもみみっちい話なんですけれど、食器がとってもお粗末なんです、赤磐市の給食センターは。旧赤坂地域の給食センターで使っていた食器っていうのはとってもおいしそうな食器でした。センターの栄養士さんがとても嘆いておられたんですが、残菜がとて多いんだそうです。これはもちろん親のしつけもあるでしょう。わがママを許してきたような、子供に対するわかママを許してきたとか、もったいないということを教えてこなかったというのもあるんでしょうけれども、やっぱり同じ御飯でも、きれいな、ちょっとした器に入っているとおいしく見えるので、ぜひそれは栄養士さんが、何か場所があったら言うておいておっしゃったのを思い出しまして、やっぱり未来を担う子供たちに対する予算は儉約をぜひしないで、大したお金ではないと思うので、ぜひぜひお願いしたいなと思います。やっぱりきらりと輝くためにも、生き生きとするためにも、子供たちにも元気になってほしいし、ごめんなさい、何かこういうところを利用してそういうのを言うのはよくないかなと思うんですけれど、本当に意見です。聞き流して下さっていいです。済いません。

●議 長 ありがとうございます。

なかなかこういう意見を言う場がありませんので、ぜひここに今、市役所の幹部の方がそろっておられますから、ぜひ聞いていただければと思います。

意見ということでお聞きしました。

そうしますと色々な御意見をいただきました。これは私と事務局のほうで〇〇委員も含めてまとめさせていただきまして、文章化させていただきます。次回その文章を確認させていただきますので、その際にまた御意見をいただければと思います。もしほかに御意見がなければ、この6項目以外の話はここで引き取りたいと思いますがいいですか。

はい、どうぞ。

●〇〇委員 1点事務局に質問だけさせていただきます。

日常からの本庁、支所含めて、市民さんからのクレームとかお小言、一般的に言うたらどういうんですか、お客様対応室っていうんですか、そういったことでこういうデータをとってますというのはあるんですか。というのは広く一般市民がどういうことを希望して文句言うてはるんやらを、もしデータとしてあるんやったら、一回提示してもらったらありがたいなと思ったんです。というのは行財政改革の中で、各支所の何々の資料をとりに来た、証明書をとりに来た、届け出に来たということについては細かいデータがありましたが、一方、クレームってどんなクレームがあったんやろうかなと。それを整理することによって、もう一歩突っ込んだいい改革のプランでも出てくるんじゃないかなと思ったんで。多分とってあると思うんですが。

●議 長 苦情処理の話ですね。

●〇〇委員 ないのかな。

以上です。

●議 長 今年度で議論できるかどうかわかりませんが、そういう資料はありますよね。

●事 務 局 クレーム等、直接電話で入ってくる部分もあると思います。それについては担当部署へ直接入る場合、あるいは総務課へ入る場合、あるいは御意見箱じゃないですけど意見書として手紙等が出てくる場合、あるいは今の時代ですから、電子メールのほうで寄せられる場合等がございます。そのあたり、各課へ直接入ったりするのは全くわからないんですけども、秘書課を通じて入ってくる部分というのは統計までとってあるかどうかというのはちょっと現時点ではわかりませんが、秘書課へ特にメール等や郵便で来た分については、秘書課から各課へ苦情等対応はとるように割り振っていると思いますので、そのあたりはまた秘書課のほうへ確認させてください。現時点でどういう処理の仕方をされているのかわからないので。申しわけないですが。

●議 長 これは確認させていただくということでお願いいたします。

それでは時間も3時間を超えておりますので、報告事項のほうに入りたいと思います。

4番の報告事項というところですが、公の施設に関する質問についてということですが、これは前回の会議でも質問をいただきまして、ちょっと預かりになった部分もあるかと思えます。それからこのたびの中間報告の意見をお聞きする際に、公の施設についての質問も提出していただきましたので、それをまとめて事務局のほうからお答えいただくということをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

●事 務 局 失礼いたします。それでは、資料5、11ページからになりますけれども、こちらのほうへ意見とともに寄せられた質問につきまして、まとめさせていただきまして、不十分かもしれませんけれども回答をさせていただいております。

まず一番初めのいきいき交流センターの冷暖房使用料の関係でございます。登録した団体と、それから一般の方が利用した場合に差があるので統一できないかということでございますけれども、この関係につきましてはいきいき交流センターは、コミュニティ活動あるいは社会教育活動の場として建設されたものでございます。そのような活動をより推進をするというために、定期的になおかつ多数の、10人以上の方が活動している登録団体について、一部免除しているというものでございます。そういうことで御理解をいただけたらと思います。

それから番号を振っております157から181の施設の関係でございますけれども、経費が非常にかかっているのではないかとございまして、これにつきましては次のページ12ページへ一覧表をまとめさせていただいております。一番右側に増減の理由等を記載させていただいております。時間のほうも経過しておりますし、事前にお送りさせていただいたので読み上げ等は省略をさせていただけたらと思います。

それから20から173の関係では補助金の申請から流れを教えてください、金額が毎年同じと

ころがあるのはなぜか、補助金の使用状況及び現状の実態が把握できているのかということまでいただいております。資料の13ページに補助金の流れを記述をさせていただいております。施設の関係で、補助金をということでは補助金の流れを載せておりますが、もし指定管理の関係と言われるのであれば、これは補助金ではなく予算的に言うと委託料、指定管理料というのが出ております。13ページに補助金の関係、それから14ページ、これ上側は指定管理の指定の流れになっております。2番目が指定を受けた後の流れになっておりますが、お金の関係が入ってなかったので、追加資料ということで御提示をさせていただいたものの中に、その指定管理料の流れを紹介をさせていただいております。

簡単に説明をしますと、指定管理の募集があつて、指定管理者に応募されるわけですが、それをもとにして管理者が決定します。これは審査会を経て、なおかつ議決をされて、議会のほうで御決定をいただいて、初めて指定管理者となることができますけれども、指定管理者が決定した場合には協定書を結ぶことになっております。毎年につきましては、協定によりまして事業の実施をしていくわけですが、年度ごとに、4月になってからになります指定管理料を市のほうへ請求をし、協定に従いまして指定管理料の支払いをする。管理者のほうは事業をやっていく。事業が完了しましたら、収支状況を報告するようになっております。それをもとに、これは協定によって指定管理料の精算をするものと精算をしないものがあるわけですが、精算をするものについては指定管理料の収支状況を審査し、指定管理料の精算を行うようになっております。その後事業報告ということで、年度が変わりましたら30日以内に事業報告書を提出していただく。この事業報告書によりまして、事業の実施状況を確認し、必要があれば指導あるいは監督等を行っていくというような流れになっております。

15ページに19年度と22年度の負担額が同額のものについて内訳を載せさせていただいております。これをごらんいただきまして不明な点があればまた御質問をいただけたらと思います。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

●議長 ありがとうございます。

前回の御質問とそしてこのたびの意見の御質問の中で、事務局のほうから回答を用意させていただきましたけれども、何かこの点につきまして御質問などありましたら。

○○委員、お願いします。

●○○委員 実はこの補助金に関する11ページ、12ページ、13ページとある件に関して、私が質問書させていただきました。これを読んで大体は理解できたんですけども、疑問に思ったのがここに書いてありますように、補助金の使用状況と補助金を出して事業をした後の現状の把握ができていますのかなど。果たしてできているのだろうかというのが一番気になったんです。この補助金にしろ指定管理の管理料にしろ、もう何年も続けて同一金額が支払われているわけです。その内容を見ますと、保険料だったり地代だったり家賃だったり、そういった変わらないものは納得いくんですけども、何年も何年も同じ金額の申請が出されて指定管理料

というのは変わらない、協定で決めてあるんでしょうか。それとも決めた以上、変えられないものなんでしょうか。内容によっては随分無駄になってる部分があることに気がつきます。貴重なお金だからこそやっぱりきちんとした精算が必要ですし、指定管理として管理してもらった以上は管理がちゃんとできてるかどうかという現状把握というんですか、そういうことは本当に必要なことだと思うんです。出したら出しっ放しにして毎年毎年それが繰り返されるっていうのはとても私には考えられないことで、やっぱりそういった意識を持ってこそ、細かいことですが、無駄なことも省けていくんじゃないかと。そういう思いがあって疑問に思ったことを取り上げて、一体そこら辺の考え方はどのような考え方でされているのかな。今、補助金に管理料が出ている現場をどのように確認されているのかなと。これ私地元なんですけれども、地元の者が言うのも何か、この場で言うのもあれなんですけれども、やはり同じ区民としては気になる場所なんです。行革にかかわった以上は、何かそこら辺の、行政にかかわっている職員の皆さんの、あれ、これいつも同じだな、何年も同じ金額だな、どうなってるんだろうかなというような意識をやっぱり持ってもらえたら、申請受けっ放し、出しっ放しというようなことも減ってくるのではないかなと、そういう思いがしたものですから、一個一個のお金の使い道がどうかこうとかという問題でなくて、職員の方がやっぱりそういったとこまで気を回してほしいなという思いからの質問です。

以上です。

●議 長 非常にもっともな御意見じゃないかと思えますけれども。

何か今の御意見に対してありますでしょうか。

●事 務 局 それでは、私のほうからは総括的なお話をさせていただきたいと思います。指定管理をしている施設というのが、現在34施設ございます。その中で指定管理料を払っている施設というのが17施設ございます。この指定管理料というのは協定等で決まるとるわけですが、大体の施設が、今現在5年になるものもございますけれども、3年の期間でお願いをしております。そういう中で一応その年度当初の金額というのは決まっておりますけれども、その中でそのまま金額が変わらないものもありますし、中には17施設のうち14施設につきましては、精算ということがございます。したがって初めに出したからそのままではないよと。その中で年度が終わったときには、収支の状況を見て余ったものがあるのなら返していただくというようなことで処理をしておる施設もございます。当然そういうことですから、その時点での確認というのは行われておるといふふうに思っておりますけれども、実際的には全く同じで動いている施設も中にはございますし、年度によって変わるもの、それからその表にあるように、保険料等についてはこれはちょっといたし方ない部分、保険料が変わらなければ変更できない部分で、そういうふうな施設もございますし、返還をいただいているような施設もございますし、それはそれぞれの施設ごとで確認をする中での処理ということで、総括的にはそういう御説明ということになります。個々についてはそれぞれの施設ごとでないと、ちょっと

私のほうで把握できてませんので。

●議 長 ○○委員が言われているのは、恐らく制度としてはそういうふうにはなってるんでしょけれども、運用面でいろいろ問題があるのではないかという御指摘かと思います。やはりどうしても内部になりますといろんなことが出てくると思いますので、こういう行革の会議の中で、こういうことはこれからもチェックしていく必要があるかと思います。今の○○委員の御意見、そういう意味では、市民目線ということでは非常に重要な御指摘かと思います。

きょうはちょっと時間の関係で、余り詳細な議論ができないんですけども、私もいろいろお話ししたい点がありますけれども、ちょっとここでは、もし何もなければここでひとまず終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 それでは最後に5番目ですか。その他ということで次回の審議会の開催につきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

●事 務 局 失礼いたします。それでは次回の開催でございますけれども、11月21日になります。月曜日の1時半から、この同じ第1会議室ということで予定をさせていただいておりますが、いかがでしょうか。

●議 長 次回ですね。先ほど申しあげましたように皆さんからきょう御意見をいろいろいただきました。それをもとに文章化いたしましてまとめます。それを皆さんにもう一度確認をしてもらおうということが大きな目的ですけども、それを11月21日の月曜日の13時30分からということで、今説明があったわけですがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 ではそういうことでお願いいたします。もしやむを得ず変更がある場合は、早目に御連絡いただきますように事務局よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。ほかに何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 よろしいですね。わかりました。

そうしますと、長い時間、きょうはありがとうございました。1時半からもう3時間ぐらいの審議になりまして、皆さん本当に見てればちょっとお疲れかなと思いますが、私もいろんな行革関連の審議会参加しておりますけれども、岡山市、余り言わないほうがいいですね、とか行きますと、こんな長時間丁寧にやる審議会はありません。1時間半ぐらいで終わってしまうようなところが多いです。私も非常に感心していますけれど、ここは丁寧にされています。きょうも支所の見直し、6項目という論点を決めまして、前回、今回はその6項目について一つ一つ聞いていくということをやっていきました。時間はかかりますけれど、やはりこれが皆さんの納得ということにつながると思いますので、そういうことできょうの審議会は非常に実り多い審議会になったと思います。先ほど○○委員などもおっしゃいましたけれども、行革って

いうのはばらばらになっちゃう。どんどん削って地域が元気がなくなってしまう。こういうことが懸念されると言われましたけれども、この行革ではそういうことがないように、行革をして、新しい支所が作り上げられるというようなことが、やはり我々が目指す目標でありまして、お金はないんだけど、地域は元気になる。そういう仕掛けをこの行革の審議会の中で考えていきたいと思っておりますので、この提言がぜひとも生かされるように、事務局並びにきょう市長さんはおられませんけれども、市長さんにもお願いしたいと思いますが、きょうの話で非常にいい内容の提言になっていくんじゃないかと、私は確信いたしました。

次回が最終的な詰めになりますけれども、今後ともぜひよろしくお願いいたします。

きょうは長時間ありがとうございました。

午後4時49分 閉会